

屋久島町建築物耐震改修促進計画

令和 6 年 12 月

鹿児島県屋久島町

平成 23 年（2011 年）3 月策定
令和 6 年（2024 年）12 月一部改定

屋久島町建築物耐震改修促進計画 目次

第1章	屋久島町建築物耐震改修促進計画策定の背景	1
1-1	計画の目的	1
1-2	計画の位置付け	2
1-3	計画期間	3
1-4	対象建築物	3
1-5	地震発生時に通行を確保すべき道路の設定	7
第2章	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	8
2-1	想定される地震の規模、被害の状況	8
2-2	耐震化の現状	17
2-3	耐震改修等の目標の設定	19
2-4	町有建築物の耐震化の情報公開	22
第3章	建築物の耐震化を促進するための施策に関する事項	23
3-1	耐震診断・改修の促進に係る基本的な取り組み方針	23
3-2	耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要	23
3-3	地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	24
3-4	地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	27
第4章	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	28
4-1	被害予測調査及び地震防災マップの作成・公表	28
4-2	相談体制の整備及び情報提供の充実	28
4-3	町民への啓発及び情報提供	29
4-4	自治会等との連携に関する事項	30
第5章	その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	31
5-1	鹿児島県との連携	31
5-2	計画の検証	31
第6章	資料編	32
6-1	多数の者が利用する建築物の一覧表	32
6-2	地震発生時に通行を確保すべき道路	33
6-3	耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策	47
6-4	建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）	50
6-5	建築基準法（抜粋）	62

第1章 屋久島町建築物耐震改修促進計画策定の背景

1-1 計画の目的

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法、以下「法」）が改正され（平成18年1月施行）、各公共団体において計画的な耐震化を進めるため「耐震改修促進計画」を策定することとなりました。都道府県には当該計画の策定が義務付けられ、鹿児島県では平成19年7月に「**鹿児島県建築物耐震改修促進計画**」が策定されています。鹿児島県下市町村については、県計画を踏まえ、市町村耐震改修促進計画を策定するものとされています。

建築物の耐震改修の促進に関する法律

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年10月に制定し、随時改正

（目的）

この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

昭和56年5月31日以前に工事着手した建築物は、耐震診断・改修の実施に努める必要があります。

※平成25年11月25日に施行された改正耐震改修促進法により、昭和56年5月31日以前に工事着手した建築物（以下「旧耐震建築物」という。）の全てに対して耐震診断・改修の努力義務が課せられました。

その後、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震、平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震、令和6年1月の能登半島地震など大規模地震が発生しており、多数の住家が、半壊、全壊し、多くの人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

このような、どこで地震が発生してもおかしくない状況、いつ地震が発生してもおかしくない状況を踏まえ、鹿児島県においては、法の改正等に合わせて、「**鹿児島県建築物耐震改修促進計画**」の一部改定を実施しています。

このような背景のもと平成23年に策定した「**屋久島町建築物耐震改修促進計画**」（以下、「本計画」）を改定します。本計画は、いつ発生するかわからない大規模な地震に対し、住宅や建築物の耐震化を促進して、町民の生命や財産を守ることを目的とするものであり、具体的な耐震化の目標及び目標達成のために必要な施策等を定めます。

1-2 計画の位置付け

本計画は、「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」、「屋久島町長期振興計画」、「屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「屋久島町地域防災計画」を上位計画とし、耐震改修促進法に基づき、屋久島町における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定します。

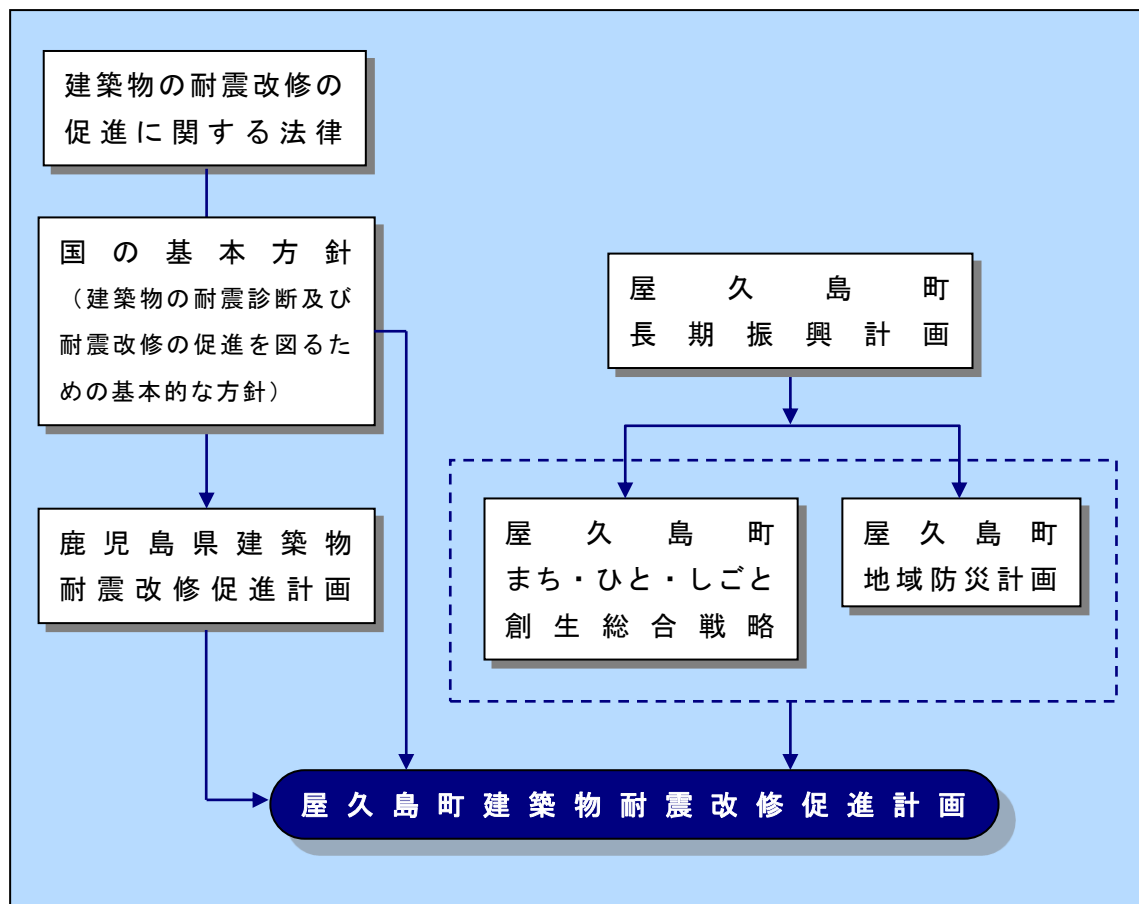


図 屋久島町建築物耐震改修促進計画の位置づけ

1-3 計画期間

本計画の計画期間は、鹿児島県建築物耐震改修促進計画に定める計画期間（令和4年度から令和12年度）に合わせて**令和12年度まで**とします。

なお、定期的に進捗を把握し、目標及び計画について必要に応じて見直しを行うこととします。

1-4 対象建築物

本計画が対象とする建築物は、『住宅』，『法第14条に規定する建築物（特定建築物）』，『防災拠点』を対象とします。

本計画では、上記建築物の内、既存耐震不適格建築物について、具体的な耐震化の目標や目標達成のために必要な施策等を定めます。

【 対 象 建 築 物 】

①住 宅

- ・木造，鉄筋コンクリート造等の構造を問わず，すべての住宅

②特定建築物（要件は，巻末資料を参照）

ア 多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法14条1号建築物）

- ・幼稚園等(2階以上かつ500㎡以上)
- ・小学校，中学校，福祉施設等(2階以上かつ1,000㎡以上)
- ・その他学校，病院，集会場，図書館，ホテル，百貨店，賃貸共同住宅等
(3階以上かつ1,000㎡以上)
- ・体育館(1階以上かつ1,000㎡以上) など

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法14条2号建築物）

- ・火薬類，石油類，毒物，劇物等(10トン以上など)

ウ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（耐震改修促進法14条3号建築物）

- ・地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ，多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物

③防災拠点

- ・防災上重要な拠点となる各庁舎，消防施設，医療機関及び避難場所や物資の集積拠点としても利用される小・中学校，公民館などの建築物

【要件】

①多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、法に基づき、以下の用途及び規模とします。

表 多数の者が利用する特定建築物の要件

※1 法	施行令 第6条 第2項	用 途		規 模
第14条第1号	第1号	幼稚園，保育所		階数2以上かつ500㎡以上
	第2号	小学校等	小学校，中学校，中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 （屋内運動場の面積を含む）
		老人ホーム，老人短期入所施設，身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上
	老人福祉センター，児童厚生施設，身体障害者福祉センターその他これらに類する施設			
	第3号	学校	第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
		ボーリング場，スケート場，水泳場その他これらに類する運動施設		
		病院，診療所		
		劇場，観覧場，映画館，演芸場		
		集会場，公会堂		
		展示場		
		卸売市場		
		百貨店，マーケットその他の物品販売を営む店舗		
		ホテル，旅館		
		賃貸住宅 ^{※2} （共同住宅に限る。），寄宿舎，下宿		
		事務所		
		博物館，美術館，図書館		
		遊技場		
		公衆浴場		
		飲食店，キャバレー，料理店，ナイトクラブ，ダンスホールその他これらに類するもの		
		理髪店，質屋，貸衣装屋，銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
		工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）		
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
		保健所，税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	

②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、法に基づき、以下のとおりとします。

表 危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件

※1 法	施行令 第 7 条 第 2 項	危 険 物 の 種 類		数 量
第 14 条 第 2 号	第 1 号	火 薬 類	火 薬	10 トン
			爆 薬	5 トン
			工 業 雷 管 若 し く は 電 気 雷 管 又 は 信 号 雷 管	50 万 個
			銃 用 雷 管	500 万 個
			実 包 若 し く は 空 包 , 信 管 若 し く は 火 管 又 は 電 気 導 火 線	5 万 個
			導 爆 線 又 は 導 火 線	500 キロメートル
			信 号 炎 管 若 し く は 信 号 火 箭 又 は 煙 火	2 トン
			そ の 他 火 薬 又 は 爆 薬 を 使 用 し た 火 工 品	当 該 火 工 品 の 原 料 と な る 火 薬 又 は 爆 薬 の 区 分 に 応 じ , そ れ ぞ れ 火 薬 ・ 爆 薬 に 定 め る 数 量
	第 2 号	石 油 類		危 険 物 の 規 制 に 関 す る 政 令 別 表 第 3 の 類 別 の 欄 に 掲 げ る 類 , 品 名 の 欄 に 掲 げ る 品 名 及 び 性 質 の 欄 に 掲 げ る 性 状 に 応 じ , そ れ ぞ れ 同 表 の 指 定 数 量 の 欄 に 定 め る 数 量 の 10 倍 の 数 量
		消 防 法 第 2 条 第 7 項 に 規 定 す る 危 険 物 (石 油 類 を 除 く)		
	第 3 号	危 険 物 の 規 則 に 関 す る 政 令 別 表 第 4 備 考 第 6 号 に 規 定 す る 可 燃 性 個 体 類		30 トン
	第 4 号	危 険 物 の 規 則 に 関 す る 政 令 別 表 第 4 備 考 第 8 号 に 規 定 す る 可 燃 性 液 体 類		20 立 方 メートル
	第 5 号	マ ッ チ		300 マ ッ チ トン ※2
	第 6 号	可 燃 性 ガ ス (第 7 号 , 第 8 号 に 掲 げ る も の を 除 く)		2 万 立 方 メートル
	第 7 号	圧 縮 ガ ス		20 万 立 方 メートル
	第 8 号	液 化 ガ ス		2,000 トン
	第 9 号	毒 物 及 び 劇 物 取 締 法 第 2 条 第 1 項 に 規 定 す る 毒 物		20 トン
	第 10 号	毒 物 及 び 劇 物 取 締 法 第 2 条 第 2 項 に 規 定 す る 劇 物 (液 体 又 は 気 体 の も の に 限 る)		200 トン

※1 耐震改修促進法

※2 マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17 mm）で、7200個、約120 kg

③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（通行障害建築物）は、下記の「地震時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が12mを超える場合は幅員の1/2、前面道路幅員が12m以下の場合は6m）を加えたものを超える建築物とします。

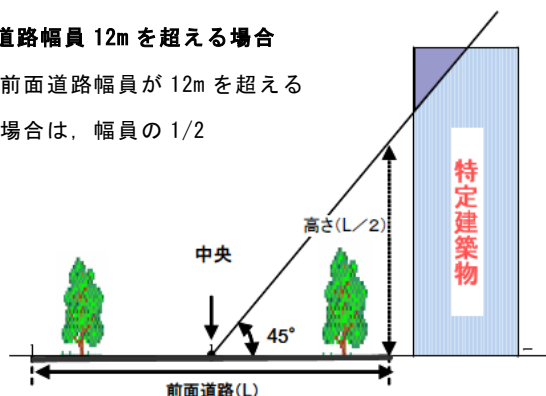
■地震発生時に通行を確保すべき道路（法第6条第3項）

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路として、「鹿児島県地域防災計画」において第1次、第2次緊急輸送道路が指定されています。屋久島町においては、県指定の第2次緊急輸送道路に加え、指定避難所等への物資の供給や緊急車両等の交通の確保を図るため、県指定の第2次緊急輸送道路を補完する道路について、地震発生時に通行を確保すべき道路として本計画で位置づけます。

■地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の規模

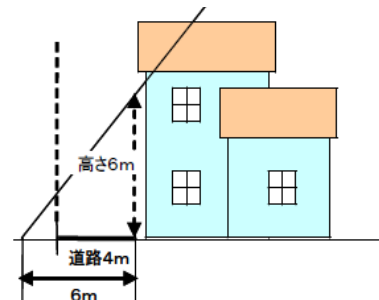
道路幅員12mを超える場合

前面道路幅員が12mを超える場合は、幅員の1/2

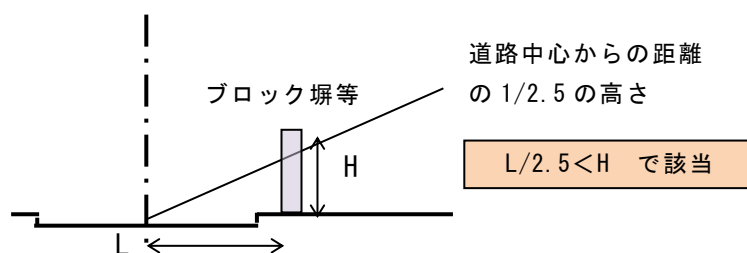


道路幅員12m以下の場合

前面道路の幅員が12m以下の場合は、6m



■通行障害建築物に追加されるブロック塀等



2018（平成30）年、ブロック塀等が倒壊した場合に通行障害が生じることを防ぐため、通行障害建築物に、建物に附属する一定の高さ※1・長さ※2を有するブロック塀等が追加されました。

※1 高さの規定

当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えた数値を2.5で除して得た数値を超える。

※（地形、道路の構造その他の状況によりこの距離とすることが不適当である場合、2m以上（高さ $2 \div 2.5 = 0.8$ m以上）の範囲において、都道府県知事又は市町村長が規則で定めることができる。）

※2 長さの規定

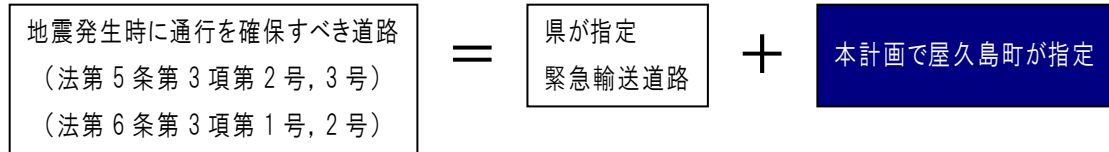
前面道路に面する部分の長さが25mを超える。

※（地形、道路の構造その他の状況によりこの長さとするが不適当である場合、8m以25m未満の範囲において、都道府県知事又は市町村長が規則で定めることができる。）

（出典：国土交通省ホームページ）

1-5 地震発生時に通行を確保すべき道路の設定

地震発生時に通行を確保すべき道路として、県が指定する緊急輸送道路の他に、本計画において屋久島町が指定する緊急輸送道路を設定します。



1. 県が指定する緊急輸送道路

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路として、「鹿児島県地域防災計画」において第1次、第2次緊急輸送道路が指定されています。（「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」においても、大規模地震の発生後、救援・復興活動の骨格となる路線として同路線が指定されています。）

本町においては、

- 第2次緊急輸送道路：県道77号（宮之浦港～安房港）

が、緊急輸送道路に指定されています。



図 県が指定する緊急輸送道路
(資料：鹿児島県地域防災計画)

■第2次緊急輸送道路（)

飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給の確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対する路線で、国土交通省、公団等の出先機関、市町村役場、漁港、ヘリポート適地、自衛隊機地、消防署・消防本部、警察署、総合病院等と接続する。

2. 町が指定する地震発生時に通行を確保すべき道路

地震発生時に、県指定の第2次緊急輸送道路を補完するとともに、避難所等への物資の供給や緊急車両等の交通の確保を図る緊急輸送道路等について、地震発生時に通行を確保すべき道路として指定します。指定にあたっては、以下の点に配慮します。

- ・「屋久島町地域防災計画」における避難場所、病院、消防署、警察署、ヘリコプター発着場等を配慮し選定
- ・災害時の状況を考慮し、幅員の広い道路を優先し選定
- ・消火・救急等の車両が円滑に移動できる路線を選定
- ・避難所等への2方向ルートを確認し選定

※図は、「第6章 資料編」に掲載

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

2-1 想定される地震の規模、被害の状況

1. 地質の概要

地震による揺れの大きさは、地形や表層地質によって大きく異なります。

本町の地形は、屋久島は大部分が山地からなり、部分的に丘陵地、島の東側から南側の海岸沿いに砂礫台地が広がります。また、河川沿いには谷底平野が、河口付近には後背湿地や人口改変地が見られます。

一方、口永良部島は火山からなり、部分的に砂礫台地が分布しています。

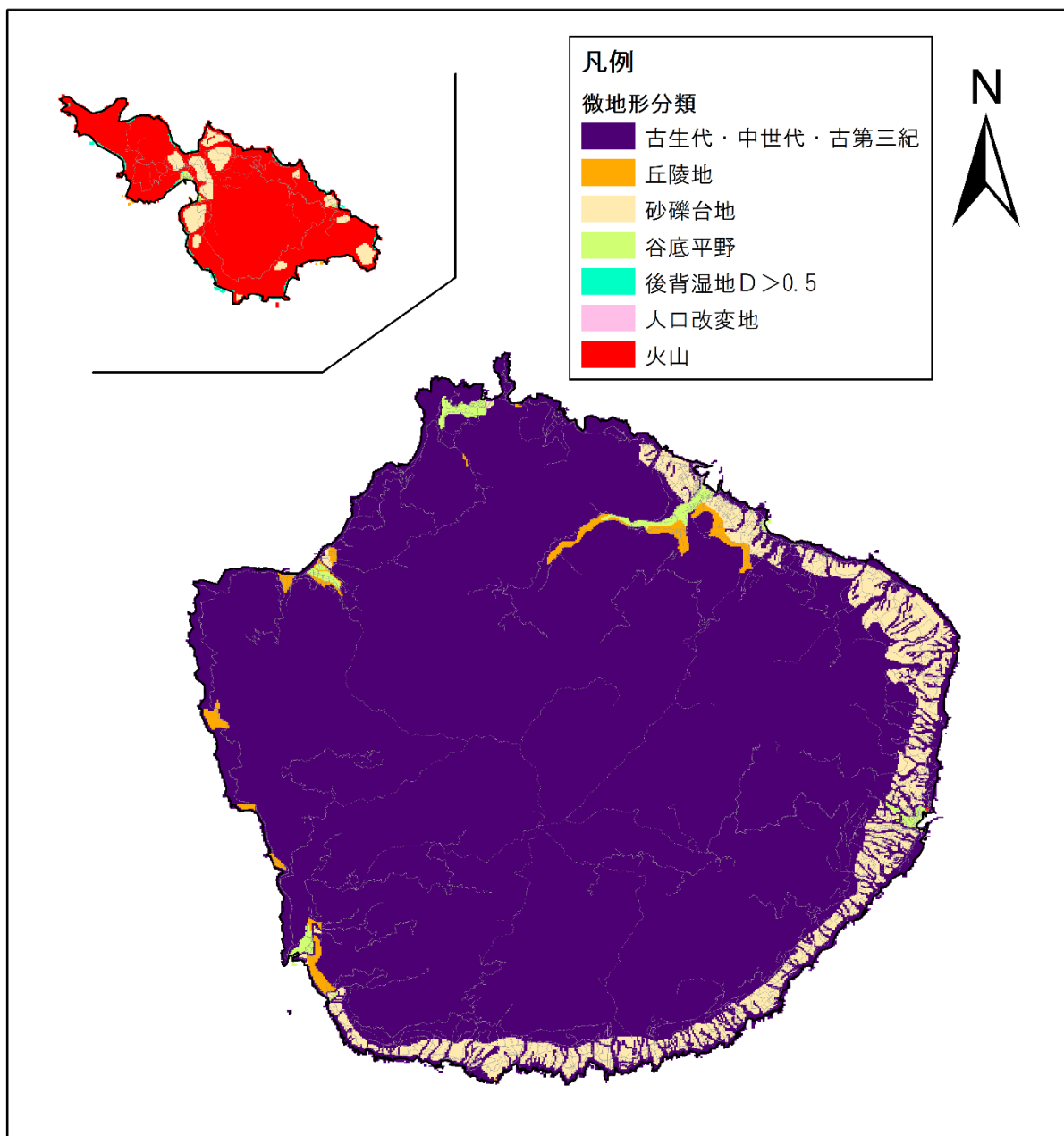


図 屋久島町の微地形区分

2. 想定される地震の規模

(1) 鹿児島県建築物耐震改修促進計画にて想定された地震の規模

以下の資料から過去の地震被害及び近年の地震活動に基づく想定地震を設定しています。

鹿児島県地震等災害被害予測調査報告書	平成26年2月
鹿児島県地域防災計画地震災害対策編（第1部総則第5章災害の想定）	令和6年4月

想定される地震の規模と被害の状況は、下表の通りです。

表 想定される地震による人的被害と建築物被害の状況

※被害が最大となるケースの県計

想定される地震 (地震の規模)	人的被害		建物被害	
	死者数	うち津波	全壊・焼失棟数(棟)	うち火災
①鹿児島湾直下 (M=7.1)	270 人	10 人	12,100 棟	2,300 棟
②県西部直下 【市来断層帯(市来区間)近辺】 (M=7.2)	540 人	—	13,600 棟	2,100 棟
③甕島列島東方沖 【甕断層帯(甕区間)近辺】 (M=7.5)	490 人	480 人	1,300 棟	0 棟
④県北西部直下 【出水断層帯近辺】 (M=7.0)	120 人		3,100 棟	300 棟
⑤熊本県南部 【日奈久断層帯(八代海区間)近辺】 (M=7.3)	50 人	10 人	1,200 棟	10 棟
⑥県北部直下 【人吉盆地南縁断層近辺】 (M=7.1)	—		130 棟	0 棟
⑦南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘(4連動)】 (M=—)	2,000 人	2,000 人	14,900 棟	70 棟
⑧種子島東方沖 (M=—)	190 人	90 人	14,100 棟	500 棟
⑨トカラ列島太平洋沖 (M=—)	210 人	210 人	560 棟	0 棟
⑩奄美群島太平洋沖(北部) (M=—)	500 人	400 人	3,800 棟	560 棟
⑪奄美群島太平洋沖(南部) (M=—)	580 人	580 人	1,100 棟	120 棟
⑫A 桜島北方沖 【桜島の海底噴火】 (M=—)	820 人	820 人	200 棟	
⑫B 桜島東方沖 【桜島の海底噴火】 (M=—)	1,100 人	1,100 人	270 棟	

※—：わずか(5未満)

※被害想定の数値は概数であり、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

※桜島の海底噴火については、津波に関する被害のみを想定

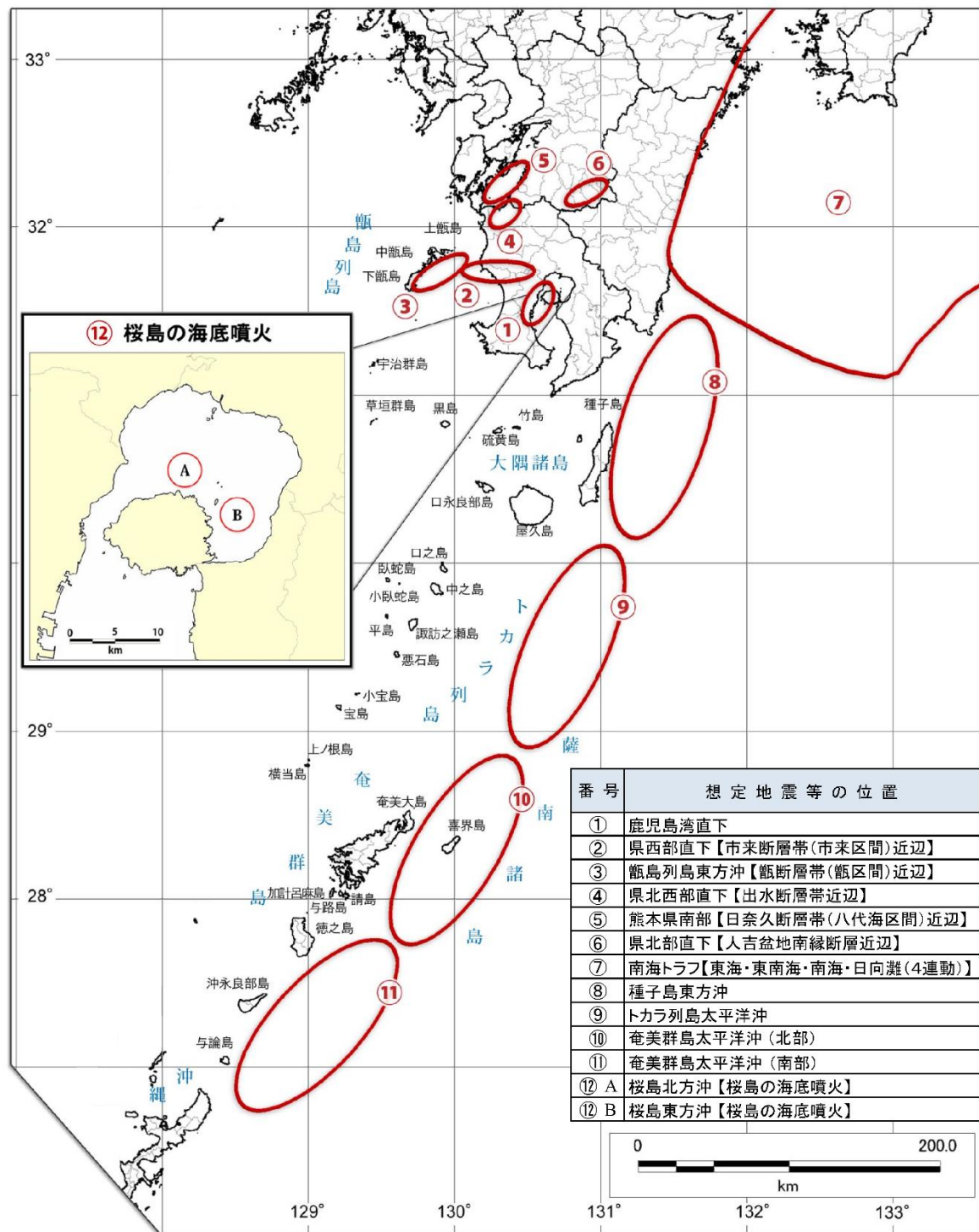


図 想定地震等の位置

(2) 鹿児島県における過去の地震

県本土は過去に、日向灘から本土を通り南西にのびる島々に沿って多くの地震が発生し、多数の尊い人命が失われた事例も残されています。また、県内には、出水断層帯を初めとする活断層も存在しており、直下型地震の可能性も否定できません。

表 鹿児島県内の過去の主な地震の状況

(2010 年以降でマグニチュード 6.0 以上の地震状況及び震度 4 以上を観測した地点について整理)

発生年月日	震源・地震名等	地震の状況
(2010 年) 平成 22 年 2 月 27 日	沖縄本島近海	M7.2 震度 4：与論町茶花
(2014 年) 平成 26 年 3 月 3 日	沖縄本島北西沖	M6.4 震度 4：知名町瀬利覚
(2015 年) 平成 27 年 11 月 14 日	薩摩半島西方沖	M7.1 震度 4：鹿児島市東郡元、鹿児島市祇園之洲町、鹿児島市喜入町、鹿児島市桜島赤水新島、いちき串木野市湊町、南さつま市大浦町、南さつま市金峰町尾下、屋久島町口永良部島公民館
(2016 年) 平成 28 年 4 月 14 日	熊本県熊本地方	M6.5 震度 4：阿久根市鶴見町、長島町獅子島、長島町伊唐島、薩摩川内市神田町、薩摩川内市東郷町、さつま町神子、湧水町吉松、霧島市横川町中ノ、伊佐市大口鳥巢、伊佐市菱刈前目
(2016 年) 平成 28 年 4 月 15 日	熊本県熊本地方	M6.4 震度 4：阿久根市鶴見町、鹿児島出水市緑町、鹿児島出水市野田町、鹿児島出水市高尾野町、長島町鷹巣、長島町指江、薩摩川内市中郷、薩摩川内市神田町、薩摩川内市祁答院町、薩摩川内市入来町、薩摩川内市東郷町、薩摩川内市樋脇町、さつま町宮之城屋地、さつま町宮之城保健センタ、さつま町神子、湧水町栗野、湧水町吉松、いちき串木野市緑町、いちき串木野市湊町、南さつま市金峰町尾下、霧島市横川町中ノ、霧島市国分中央、伊佐市大口山野、伊佐市大口鳥巢、伊佐市菱刈前目、始良市蒲生町上久徳、始良市加治木町本町、始良市宮島町、薩摩川内市上甕町
(2016 年) 平成 28 年 4 月 16 日	熊本県熊本地方	M7.3 震度 5 弱：長島町獅子島、長島町伊唐島 震度 4：鹿児島市東郡元、鹿児島市祇園之洲町、鹿児島市桜島赤水新島、鹿児島市本城、阿久根市赤瀬川、阿久根市鶴見町、鹿児島出水市緑町、鹿児島出水市野田町、鹿児島出水市高尾野町、長島町鷹巣、長島町指江、薩摩川内市中郷、薩摩川内市神田町、薩摩川内市祁答院町、薩摩川内市入来町、薩摩川内市東郷町、薩摩川内市樋脇町、さつま町宮之城屋地、さつま町宮之城保健センタ、さつま町神子、湧水町栗野、湧水町吉松、いちき串木野市緑町、いちき串木野市湊町、南さつま市金峰町尾下、霧島市横川町中ノ、霧島市国分中央、伊佐市大口山野、伊佐市大口鳥巢、伊佐市菱刈前目、始良市蒲生町上久徳、始良市加治木町本町、始良市宮島町、薩摩川内市上甕町
(2019 年) 平成 31 年 1 月 8 日	種子島近海	M6.0 震度 4：鹿屋市新栄町、大崎町仮宿、錦江町田代支所、肝付町新富、中種子町野間、南種子町中之上
(2019 年) 令和元年 5 月 10 日	日向灘	M6.3 震度 4：鹿児島市喜入町、鹿児島市桜島赤水新島、湧水町吉松、いちき串木野市湊町、霧島市隼人町内山田、鹿児島空港、霧島市国分中央、霧島市福山町牧之原、始良市蒲生町上久徳、始良市加治木町本町、始良市宮島町、鹿屋市新栄町、垂水市田神、大崎町仮宿、東串良町川西、曾於市財部町南俣、肝付町新富
(2020 年) 令和 2 年 6 月 14 日	奄美大島北西沖	M6.3 震度 4：瀬戸内町請島、喜界町滝川
(2021 年) 令和 3 年 12 月 9 日	トカラ列島近海	M6.1 震度 5 強：鹿児島十島村悪石島 震度 4：鹿児島十島村小宝島
(2022 年) 令和 4 年 1 月 22 日	日向灘	M6.6 震度 4：薩摩川内市神田町、湧水町吉松、伊佐市大口鳥巢、伊佐市菱刈前目
(2022 年) 令和 4 年 12 月 13 日	奄美大島近海	M6.0 震度 4：瀬戸内町請島

資料：鹿児島県地域防災計画（資料編）（鹿児島県防災会議）

(3) 屋久島町における地震規模の設定

マグニチュード(M) 6クラスの大地震を発生させる活断層は未だ確認されていないものが多く、どこで地震が発生するかはわからないのが現状です。

本計画では、内閣府が示している「全国どこでも起こりうる直下の地震(M6.9)」が屋久島町直下で発生した場合を想定しています。

最近発生した被害地震のマグニチュード(M)は、兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)ではM7.3、新潟中越地震ではM6.8 でしたので、想定したM6.9 はこれらの中間的な値となっています。

3. 建物被害想定

(1) 震度予測結果（揺れやすさマップ）

屋久島町の直下でマグニチュード6.9の地震が発生した場合、震度5強から震度6強の大きな揺れが予想され、河口付近の後背湿地や河川沿いに広がる谷底平野など、軟弱な地盤が堆積する地域では揺れが大きくなることが予想されます。

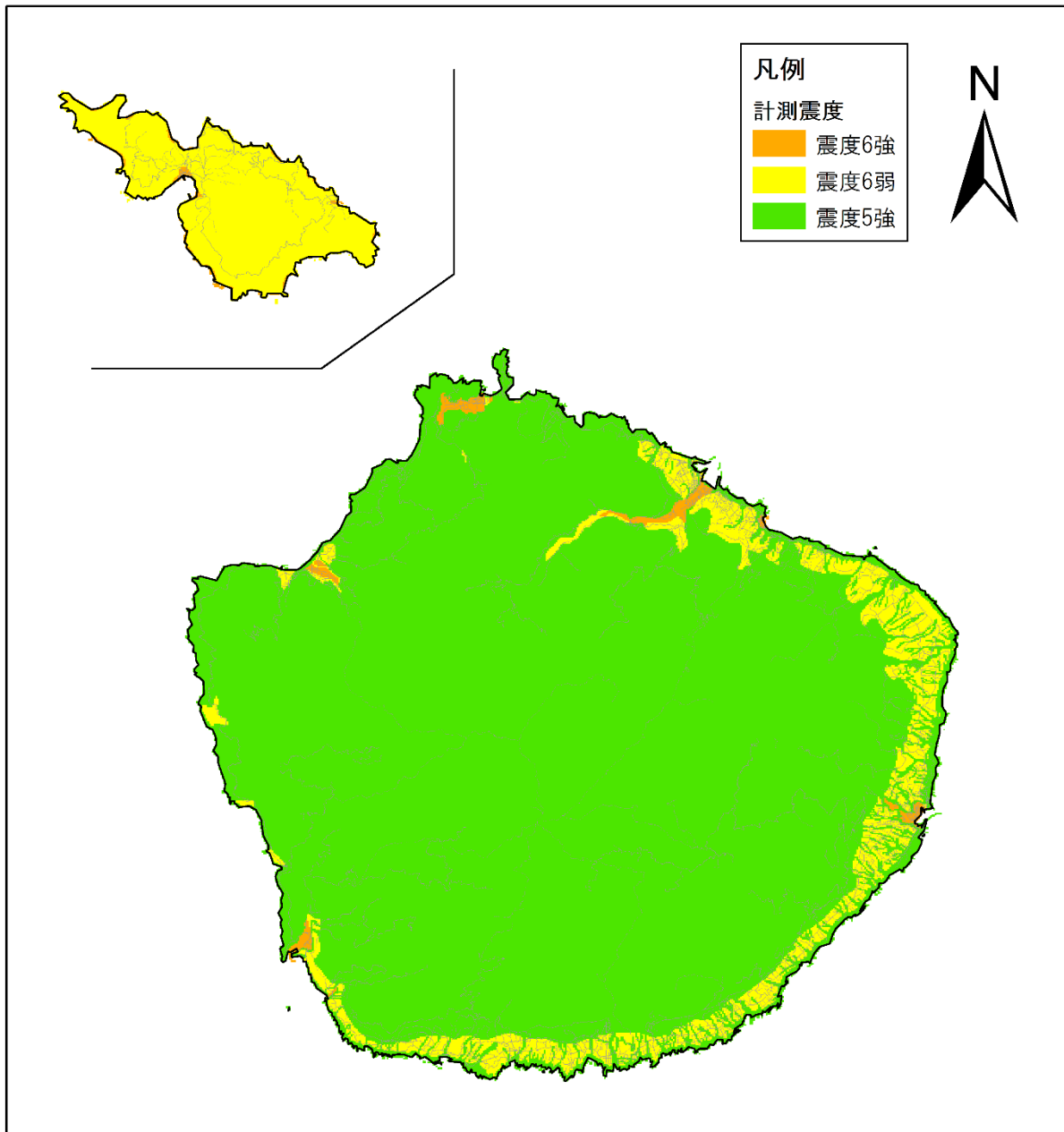


図 揺れやすさマップ

(2) 地域危険度（建物全壊率）予測結果

震度予測結果（揺れやすさ）と建物の構造・建築年等の関係から想定される地域の危険度（建物全壊率）を予測しました。

河口付近などの大きな揺れが予測される地域で建物全壊率は大きくなっており、その内でも昭和 56 年以前の建築物の占める割合が多い地域で大きな被害が予想されます。

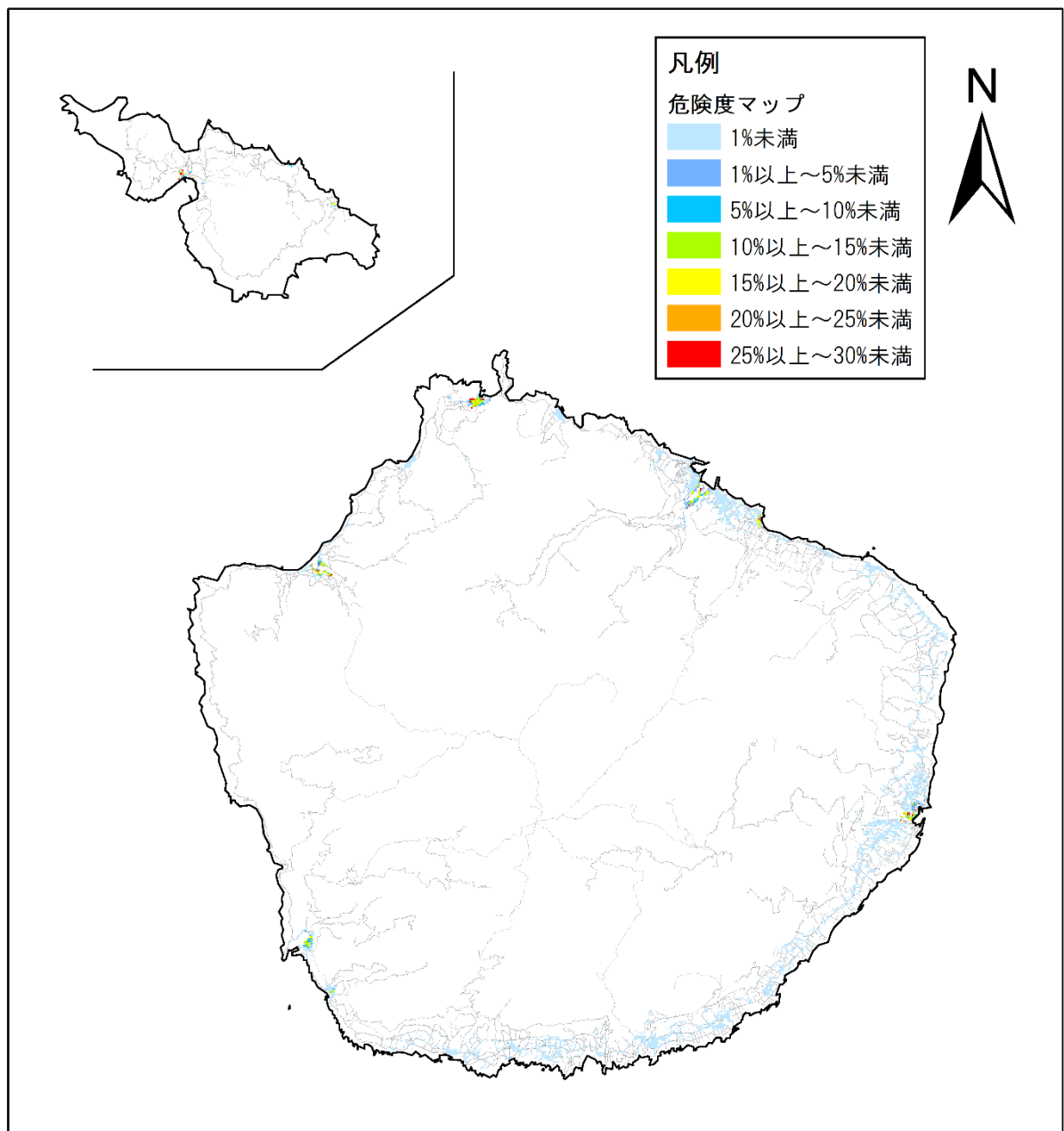


図 危険度マップ

(3) 全壊・全半壊棟数の被害想定

建築物の全壊・半壊棟数の被害想定を、過去の全国で発生した大規模地震による被害状況により概算で推計^{注1)}、²⁾した結果、全壊棟数が286棟、半壊棟数が747棟となり、全半壊棟数を合わせると1,033棟、全建物棟数の約1割程度と推定されます。

表 想定地震による全壊・全半壊棟数(概算)

地域	全壊棟数			半壊棟数			全半壊棟数			建物棟数 計
	木造	非木造	計	木造	非木造	計	木造	非木造	計	
長峰	1	1	2	5	0	5	6	1	7	366
	0.0%	0.3%	0.5%	1.4%	0.0%	1.4%	1.6%	0.3%	1.9%	
小瀬田	1	1	2	11	0	11	12	1	13	306
	0.0%	0.3%	0.7%	3.6%	0.0%	3.6%	3.9%	0.3%	4.2%	
榑川	1	1	2	0	0	0	1	1	2	132
	0.0%	0.8%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	0.8%	1.5%	
楠川	19	1	20	40	0	40	59	1	60	380
	0.2%	0.3%	5.3%	10.5%	0.0%	10.5%	15.5%	0.3%	15.8%	
宮之浦	36	3	39	118	9	127	154	12	166	1,932
	0.3%	0.2%	2.0%	6.1%	0.5%	6.6%	8.0%	0.6%	8.6%	
志戸子	0	0	0	1	1	2	1	1	2	255
	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.4%	0.8%	0.4%	0.4%	0.8%	
一湊	68	5	73	117	13	130	185	18	203	596
	0.6%	0.8%	12.2%	19.6%	2.2%	21.8%	31.0%	3.0%	34.1%	
吉田	0	0	0	2	1	3	2	1	3	193
	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.5%	1.6%	1.0%	0.5%	1.6%	
永田	34	1	35	71	2	73	105	3	108	452
	0.3%	0.2%	7.7%	15.7%	0.4%	16.2%	23.2%	0.7%	23.9%	
口永良部島	8	1	9	17	0	17	25	1	26	98
	0.1%	1.0%	9.2%	17.3%	0.0%	17.3%	25.5%	1.0%	26.5%	
船行	1	1	2	20	0	20	21	1	22	403
	0.0%	0.2%	0.5%	5.0%	0.0%	5.0%	5.2%	0.2%	5.5%	
安房	44	3	47	119	10	129	163	13	176	2,045
	0.4%	0.1%	2.3%	5.8%	0.5%	6.3%	8.0%	0.6%	8.6%	
麦生	1	1	2	16	0	16	17	1	18	454
	0.0%	0.2%	0.4%	3.5%	0.0%	3.5%	3.7%	0.2%	4.0%	
原	1	1	2	16	1	17	17	2	19	495
	0.0%	0.2%	0.4%	3.2%	0.2%	3.4%	3.4%	0.4%	3.8%	
尾之間	2	1	3	24	1	25	26	2	28	675
	0.0%	0.1%	0.4%	3.6%	0.1%	3.7%	3.9%	0.3%	4.1%	
小島	1	1	2	11	0	11	12	1	13	268
	0.0%	0.4%	0.7%	4.1%	0.0%	4.1%	4.5%	0.4%	4.9%	
平内	1	1	2	14	0	14	15	1	16	528
	0.0%	0.2%	0.4%	2.7%	0.0%	2.7%	2.8%	0.2%	3.0%	
湯泊	1	1	2	15	0	15	16	1	17	230
	0.0%	0.4%	0.9%	6.5%	0.0%	6.5%	7.0%	0.4%	7.4%	
中間	5	1	6	19	1	20	24	2	26	260
	0.0%	0.4%	2.3%	7.3%	0.4%	7.7%	9.2%	0.8%	10.0%	
栗生	35	1	36	69	3	72	104	4	108	448
	0.3%	0.2%	8.0%	15.4%	0.7%	16.1%	23.2%	0.9%	24.1%	
合計	260	26	286	705	42	747	965	68	1,033	10,516
	2.5%	0.2%	2.7%	6.7%	0.4%	7.1%	9.2%	0.6%	9.8%	

注1) 建築物の倒壊率および倒壊棟数は、固定資産台帳(R.6.1)および国勢調査結果を基に算出

注2) 鹿児島県地震等災害被害予測調査(平成26年)と同様の手法により算出

4. 建物被害による人的被害の想定

建築物の倒壊による負傷者・重傷者・死者数の想定を、過去の全国で発生した大規模地震による被害状況により概算で推計^{注1), 2)}した結果、夜間の負傷者数は144人、重傷者数は81人、死者数は19人と推定されます。

特に、木造住宅での被害が大きい結果となっています。

表 建物倒壊による負傷者・重傷者・死者数（概算）

（単位：人）

	木造		非木造		合計	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
負傷者数	141	142	2	2	143	144
重傷者数	80	80	1	1	81	81
死者数	17	18	1	1	18	19

注1) 建物倒壊による人的被害者数は、固定資産台帳(R.6.1)および国勢調査結果を基に算出

注2) 鹿児島県地震等災害被害予測調査（平成26年）と同様の手法により算出

※『全壊』・・・住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものである。

※『半壊』・・・住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば、元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものである。

（資料：鹿児島県地震等災害被害予測調査（平成26年））

2-2 耐震化の現状

建築物の構造耐力については、建築基準法及び建築基準法施行令で定められており、逐次改正されてきました。特に耐震性については、昭和56年6月に大きく改正されました（新耐震基準）。この基準により建築された建築物（以下「新耐震建築物」）は、阪神・淡路大震災やその後の大地震においても概ね耐震性を有するとされています。一方、この改正前に建築された建築物（以下「新耐震以前建築物」）は、阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多くなっています。

1. 住宅の耐震化の現状

本町の住宅のうち、耐震性のある木造住宅は70%、非木造住宅は85%となっており、全体として72%の耐震化率となっています。

表 耐震性のある住宅の割合

(単位：棟)

	新耐震建築物 (S56.6.1以降) 耐震性あり ①	新耐震以前建築物 (S56.5.31以前)		総数 ③	耐震性のある建築物	耐震化率
	耐震性あり②	耐震性なし	④=①+②		④/③	
木造	2,947	1,157	1,786	5,890	4,104	70%
非木造	471	311	143	925	782	85%
計	3,418	1,468	1,929	6,815	4,886	72%

資料：固定資産税課税台帳（令和6年1月）より集計（住宅の用途のみ抽出）

注）新耐震以前住宅のうち「耐震性あり」の数値は、総務省統計局発表の「平成30年住宅・土地統計調査」の実績を参考に、1980年以前の木造住宅の39.3%、非木造住宅の68.4%は耐震性を有するものとして採用

2. 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

本町の耐震改修促進法第6条第1号に規定する「多数のものが利用する建築物」の耐震化率は、公共建築物が57%、民間建築物が78%、全体で63%となっています。

表 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

	新耐震建築物 (S56.6.1以降)耐震性あり ①	新耐震以前建築物 (S56.5.31以前)		総数 ③	耐震性のある建築物 ④=①+②	耐震化率 ④/③
		耐震性あり ②	耐震性なし			
公共建築物	8	5	10	23	13	57%
うち町有建築物	7	5	10	22	12	55%
民間建築物	7	0	2	9	7	78%
計	15	5	12	32	20	63%

資料：耐震改修促進法に基づく特定建築物調査台帳（平成22年3月31日）、および固定資産税課税台帳

(令和6年1月)より集計

3. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の現状

本町の耐震改修促進法第14条第2号に規定する建築物は、該当なし。

4. 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の現状

本町の耐震改修促進法第14条第3号に規定する「地震発生時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物の耐震化の現状は、下表の通りです。

県指定の第2次緊急輸送道路沿道の建物の耐震化率は45%、町指定の緊急輸送道路（県道）沿道の建物の耐震化率は38%、町指定の緊急輸送道路（その他）沿道の建物の耐震化率は49%であり、全体で47%の耐震化率となっています。

表 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の現状

（単位：棟）

	新耐震建築物 （S56.6.1以降） 耐震性あり ①	新耐震以前建築物 （S56.5.31以前）		総数 ③	耐震性のある建築物 ④=①+②	耐震化率 ④/③
		耐震性あり②	耐震性なし			
県指定（第2次） 緊急輸送道路沿道	5	0	6	11	5	45%
町指定（県道） 緊急輸送道路沿道	5	0	8	13	5	38%
町指定 緊急輸送道路沿道	25	0	26	51	25	49%
計	35	0	40	75	35	47%

資料：固定資産税課税台帳（令和6年1月）より集計

2-3 耐震改修等の目標の設定

1. 住宅の目標

住宅については、国の基本方針及び県計画の目標設定(概ね解消)を踏まえ、令和12年度までの耐震化の目標を住宅全体で100%とします。

表 住宅の目標

○現状(令和6年度)				(単位:棟)
	耐震性あり	耐震性なし	計	耐震化率
木造	4,104	1,786	5,890	70%
非木造	782	143	925	85%
計	4,886	1,929	6,815	72%

1,929 棟を施策により耐震化
(約 321 棟/年)

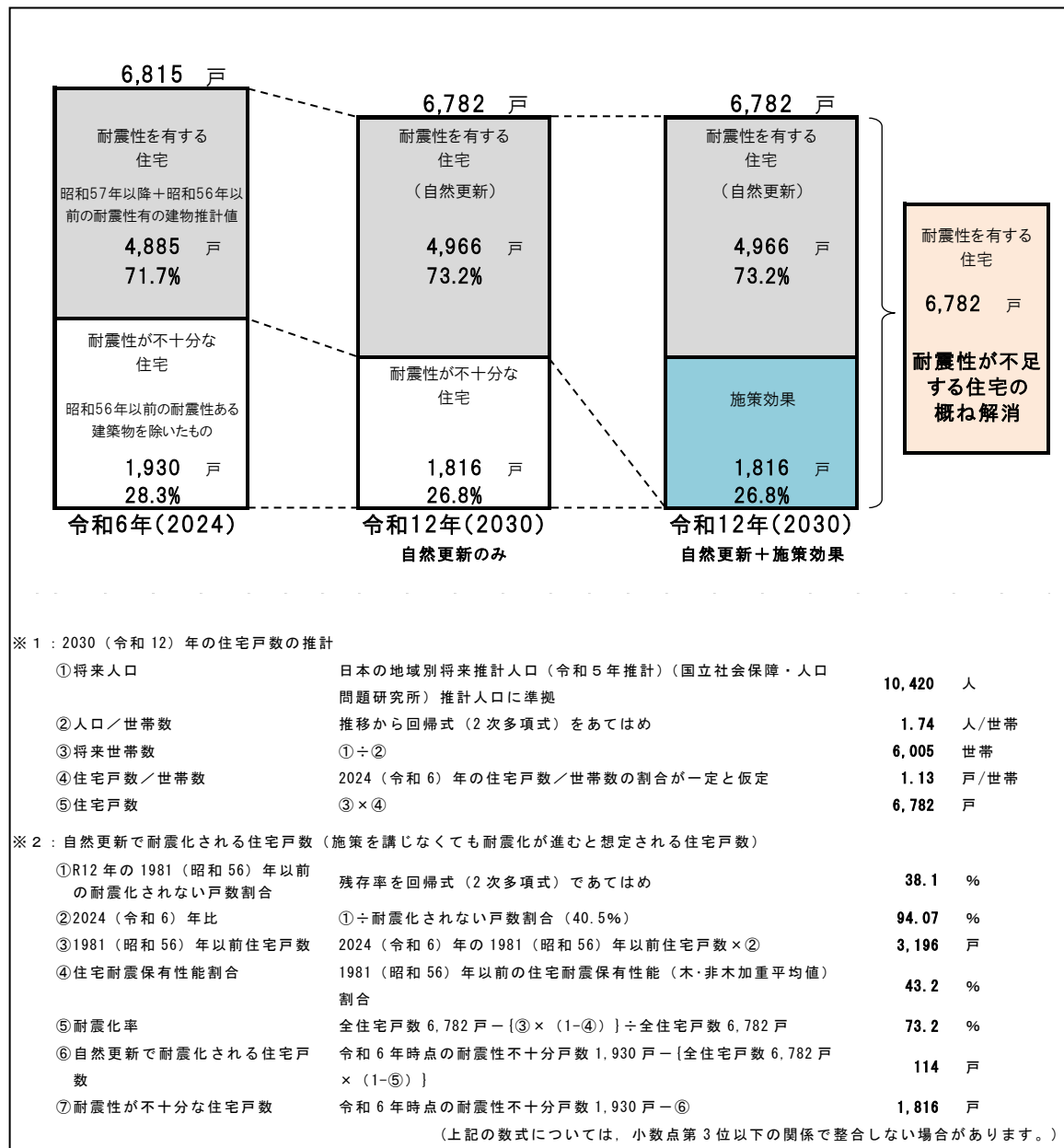


図 耐震化率の目標100%とする考え方

2. 特定建築物の目標

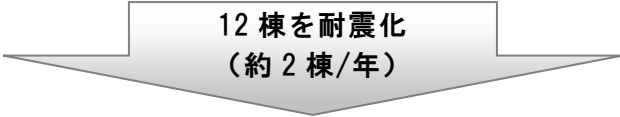
(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標（第1号）

多数の者が利用する特定建築物については、国の基本方針及び県計画の目標設定(令和12年までに概ね解消)を踏まえ、令和12年度までの耐震化の目標を100%とします。

特に、災害時の拠点となる避難場所や学校などの特定建築物については、優先的に耐震化を図ります。

表 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

○現状(令和6年度)				(単位：棟)
	耐震性あり	耐震性なし	計	耐震化率
公共建築物	13	10	23	57%
民間建築物	7	2	9	78%
計	20	12	32	63%



12棟を耐震化
(約2棟/年)

○目標(令和12年度)				(単位：棟)
	耐震性あり	耐震性なし	計	耐震化率
公共建築物	23	0	23	100%
民間建築物	9	0	9	100%
計	32	0	32	100%

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の目標（第2号）

本町においては、該当なし。

(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の目標（第3号）

県が定めた第2次緊急輸送道路沿道の特定建築物については、県と連携し、県の定める目標概ね解消を達成するべく耐震化を図ります。

本計画に位置づけた町指定緊急輸送道路沿道の特定建築物については、国の基本方針及び県計画を踏まえ、令和12年度までの耐震化の目標を100%とします。

表 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の目標

○現状(令和6年度)

(単位：棟)

	耐震性あり	耐震性なし	計	耐震化率
県指定道路	5	6	11	45%
町指定（県道）	5	8	13	38%
町指定（その他）	25	26	51	49%
計	35	40	75	47%

40棟を耐震化
(約6.6棟/年)

○目標(令和12年度)

(単位：棟)

	耐震性あり	耐震性なし	計	耐震化率
県指定道路	11	0	11	100%
町指定（県道）	13	0	13	100%
町指定（その他）	51	0	51	100%
計	75	0	75	100%

2-4 町有建築物の耐震化の情報公開

町有建築物のうち、特定建築物については、災害時の救助・避難拠点として重要な役割を果たす施設が多く、不特定多数の町民が利用します。特に防災拠点として重要な役割を果たす施設については、積極的に耐震状況について情報公開を行います。

1. 耐震化の現状

耐震改修促進法では、人的、経済的に多大な被害が発生すると想定される一定規模以上の建築物を対象としていますが、町有建築物の中にはそれらの規模に満たないものでも避難場所となる重要な建築物があります。

町有建築物の現状は下表の通りであり、耐震化率は73%と推計されます。

表 町有建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

町有計	S.56 年以前		S.57 年以降	耐震性有	耐震化率
	耐震診断済	耐震性有			
657	188	17	469	481	73%

資料：2023_屋久島町_財産に関する調書より

2. 耐震化の目標

大規模地震時の人的及び経済的被害を軽減するため、災害時に基幹的な役割を果たし、多くの町民が利用する町有建築物の耐震化を図ることが重要です。

災害時の拠点となる各庁舎、病院や、避難場所となる小・中学校、公民館などの耐震化の促進は最も重要であることから、これらの建築物については優先的に耐震化を進めていきます。

その他の町有建築物についても耐震化を進め、町有建築物全体で令和12年度までに100%の目標に近づけるように計画的な耐震化に努めます。

第3章 建築物の耐震化を促進するための施策に関する事項

3－1 耐震診断・改修の促進に係る基本的な取り組み方針

本町では、以下のような基本的な取り組み方針のもと、建築物の耐震化の促進に努めていきます。

- (1) 住宅・建築物の耐震化を促進するためには、住宅・建築物の所有者等が自発的・主体的に取り組むことを基本としながら、行政は所有者等の役割を支援する観点から、県との適切な役割分担により、民間建築物の耐震化の促進を図るための政策を展開します。
- (2) 建物の用途や立地条件による緊急性及び公益性等の優先順位に配慮した耐震化の促進施策を展開します。
- (3) 町有建築物については、防災拠点として重要な役割を果たす庁舎、病院等の施設、地震被災時に避難・救援等で重要な役割を果たす学校等の施設を最優先と位置付け計画的な改修を図ります。
- (4) 緊急輸送道路等沿道の住宅・建築物等は、大規模地震の発生後、倒壊して緊急輸送道路等を閉塞することがないように、耐震化の促進を重点的に図ります。

3－2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要

- 町民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組みながら、建築物の耐震診断、耐震改修の促進を図ります。
- また、建築物の耐震化を推進するため、国の補助制度である「住宅・建築物耐震改修事業」等の活用や、「耐震改修促進税制」等の特例措置等について町民に普及啓発を図ります。
- あわせて、耐震診断・耐震改修に対する町独自の助成制度の確立など、耐震化に対する取り組みの支援策を検討します。
- 耐震化促進のためには「耐震診断」が重要であることから、耐震診断のできる建築士の育成について、県や関係機関との連携・協力のもと推進します。

3-3 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

1. 建築物に係る二次的被害発生防止への対応

過去の地震災害においては、窓ガラス等の落下、ブロック塀の倒壊やエレベーター内の閉じ込めの被害が発生しています。本町では県と連携し、これらの被害が発生するおそれのある建築物の所有者等に対し、必要な措置を講じるよう普及・啓発を図っていきます。

(1) エレベーターの安全対策

地震発生時にエレベーターの緊急停止により人が閉じ込められてしまうなどの被害を避けるため、既設エレベーターの点検、地震時のエレベーターの運行方法、閉じ込められた場合の対処方法などの安全対策について、建築物所有者等に対し、必要な措置を講じるよう普及・啓発を図ります。

(2) 屋外広告物、ガラス、外壁材、天井等の落下防止対策

建築物の窓ガラス、外装タイル、ビルに取り付いている屋外広告物等の落下防止対策に関する普及啓発を図ります。

(3) 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

豪雨や地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害を軽減するため、従来実施してきた「がけ地近接等危険住宅移転事業」を継続して実施します。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等を適正に執行するとともに、鹿児島県建築基準法施行条例第3条に規定された「がけ地の建築制限」に適合することにより、建築物の安全性を確認します。

■鹿児島県建築基準法施行条例第3条（抜粋）

（がけに近接する建築物）

- 第3条 建築物が高さ2メートルをこえるがけに近接する場合は、がけの上にあつてはがけの下端から、がけの下にあつてはがけの上端から、建築物との間にそのがけの高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。
- 2 鉄筋コンクリート造等の重量建築物をがけの上に建築しようとする場合にあっては、前項の数値を安全上支障がない程度に増大しなければならない。
- 3 前2項の規定は、建築物の用途、規模若しくは構造若しくは擁壁の設置又はがけの状況により建築物が安全上支障がないと認められる場合には適用しない。

(4) ブロック塀倒壊等の防止対策

ブロック塀の倒壊は、その下敷きになり死傷者が発生したり、道路を閉塞し避難や緊急輸送活動を妨げたりすることもあります。このため、倒壊の危険性があるブロック塀の所有者等に注意喚起を行い、改修の促進を図ります。また、ブロック塀の新設・改修時には、建築基準法を遵守するよう普及啓発を図ります。特に、通学路や避難路沿いを重点的に実施するなど、優先度、危険度に応じた改善（ブロック塀の補強、生垣等への転換）を促進します。

【 ブロック塀等の点検のチェックポイント 】

●ブロック塀の点検

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

1. 塀は高すぎないか

- ・塀の高さは地盤から 2.2m 以下か。

2. 塀の厚さは十分か

- ・塀の厚さは 10 cm 以上か。
- （塀の高さが 2m 超 2.2m 以下の場合は 15 cm 以上）

3. 控え壁はあるか（塀の高さが 1.2m 超の場合）

- ・塀の長さ 3.4m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁があるか。

4. 基礎があるか

- ・コンクリートの基礎があるか。

5. 塀は健全か

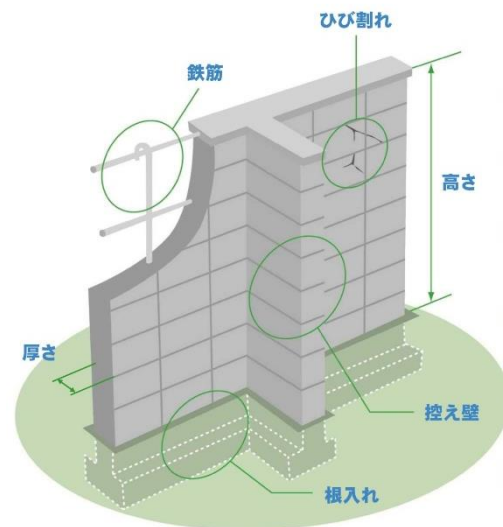
- ・塀に傾き、ひび割れはないか。

《 専門家に相談しましょう 》

- ・塀の長さ 3.4m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁があるか

6. 塀に鉄筋は入っているか

- ・塀の中に直径 9 mm 以上の鉄筋が、縦横とも 80cm 間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
- ・基礎の根入れ深さは 30 cm 以上か（塀の高さが 1.2 m 超の場合）



組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- ☐ 1. 塀の高さは地盤から 1.2m 以下か。
 - ☐ 2. 塀の厚さは十分か。
 - ☐ 3. 塀の長さ 4m 以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁があるか。
 - ☐ 4. 基礎があるか。
 - ☐ 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
- < 専門家に相談しましょう >
- ☐ 6. 基礎の根入れ深さは 20cm 以上か。

資料：国土交通省 HP より

2. 地震発生時の二次的被害発生防止に関する支援体制の整備

地震により被災した建築物は、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性があり、人命に係わる二次的被害が発生することが想定されます。

このため、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対して、建築物の危険性を注意喚起することを目的に、被災建築物の応急危険度判定を実施することが、地震発生直後の応急対策として重要です。（被災建築物の傾きや瓦等の部材の状況から「危険」（赤紙）、「要注意」（黄紙）、「調査済」（緑紙）の判定内容を示すステッカーを貼付する）

町では、二次的被害発生防止のための支援体制づくりの一環として、応急危険度判定のできる建築士の登録を促進します。

また、大規模地震が発生した場合、町内の判定士に応急危険度判定の実施を要請します。町内の応急危険度判定士だけでは対応できない場合には、県内の応急危険度判定士の派遣を要請し、二次的被害発生防止に努めます。

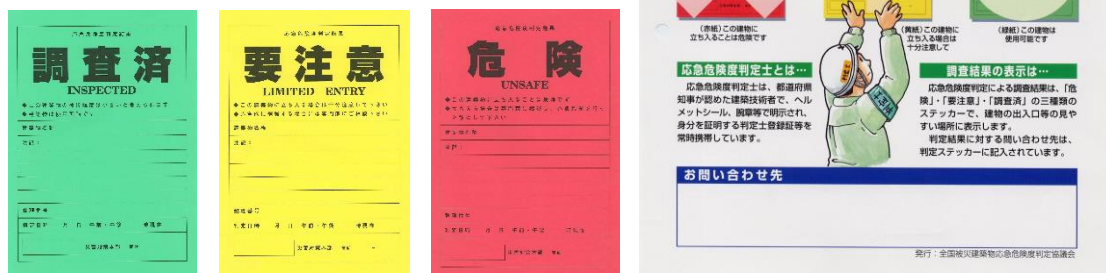


図 判定ステッカーと応急危険度判定士募集パンフレット
（出典：全国被災建築物応急危険度判定協議会 HP より）

3-4 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

地震発生時に緊急車両や支援物資搬送車両が通行できる緊急輸送道路を確保することは重要であり、その道路が有効に機能するためには、倒壊により道路を閉塞するおそれのある沿道の建築物の耐震化を図ることが必要となります。

「鹿児島県地域防災計画」において、「震災時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。」と示されており、その輸送機能を確保するための緊急輸送道路が「鹿児島県緊急輸送道路ネットワーク(計画図)」に定められています。

このため、本計画において、県で定めた緊急輸送道路に加え、「屋久島町地域防災計画」で定められた避難予定場所等と県で定めた緊急輸送道路を結ぶ路線を、沿道の特定建築物の耐震化を図る道路として指定し、令和12年度までに「住宅・建築物耐震改修等事業」等を活用しながら、旧耐震基準で建築された緊急輸送道路沿道特定建築物の耐震化を促進します。

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

4-1 被害予測調査及び地震防災マップの作成・公表

県は、平成26年度に実施した地震等災害被害予測調査で、過去の地震被害及び近年の地震活動に基づき想定地震を設定し、各想定地震の地震動そして人的被害や建物被害等について予測し、その結果を公表しています。

本町は、地域住民の地震防災に対する意識啓発と避難情報の提供を目的に、地震による危険性の程度、避難場所や危険箇所等を表示した地図（防災マップ）を作成しています。この防災マップを広く周知し、町民の地震に対する意識啓発を図ることで、耐震化の促進に努めます。

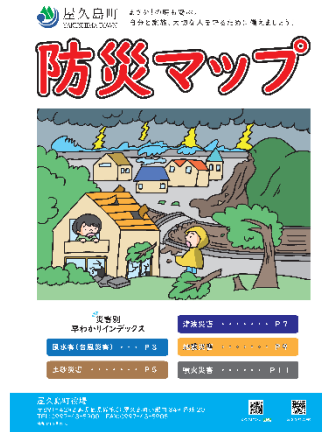


図 屋久島町地震防災マップ

4-2 相談体制の整備及び情報提供の充実

本町は、耐震診断、耐震改修や住宅リフォームの相談窓口の設置を図るとともに、地域住民の幅広い相談に対応できる体制と仕組みづくりに努めます。

また、建築関係団体等との連携により、リフォームに併せて耐震改修を実施できるよう誘導する仕組みづくりに努めます。

耐震診断及び耐震改修に関する相談や情報提供について、以下の窓口で対応しています。また、新聞、広報誌、ホームページ等を活用し、耐震診断、耐震改修に関する普及啓発を行っていきます。

表 相談窓口一覧

区 分	相談窓口	対応内容
町	屋久島町役場 本庁 建設課	技術的な相談・耐震診断・耐震改修等に係る情報の提供等
県	鹿児島県庁 土木部 建築課 熊毛支庁 屋久島事務所 建設課	《情報の例》 ・ 支援制度 ・ 耐震診断、耐震改修を行う施工者の情報 ・ 耐震改修の工法の紹介など
建築関係団体	(社)鹿児島県建築士事務所協会 (社)鹿児島県建築士会 (社)鹿児島県建築協会 (財)鹿児島県住宅・建築総合センター	

4-3 町民への啓発及び情報提供

1. パンフレット等の作成とその活用

本町は、耐震改修等に関する意識啓発を図ることを目的に、本町独自のパンフレットの作成・配布を行ない、今後も町民に対する情報提供を実施します。

また、建築物防災週間における防災相談窓口の開設、住宅月間における各種イベント及び国等が作成したパンフレット等を活用した情報提供に務め、町民意識の啓発に努めます。



図 屋久島町耐震改修促進計画
パンフレット

2. リフォーム等にあわせた耐震改修の促進

リフォームやバリアフリー工事は、あわせて耐震改修を行う好機であり、手間やコストの面から考えても効果的であることから、リフォーム等にあわせた耐震改修が普及するようにリフォーム事業者団体等と連携し、リフォーム窓口やバリアフリー改修窓口及び各種イベントにおいて、積極的に相談・情報提供を行い、耐震改修への誘導を図ります。



図 住宅リフォームガイドブック
発行：一般社団法人住宅リフォーム推進協議会
協力：国土交通省住宅局

3. 町ホームページ・広報誌での広報活動

町ホームページや「町報やくしま」において、耐震診断・耐震改修についての広報活動を行い、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。



図 屋久島町ホームページ

4. 防災訓練と連携した取り組み

「屋久島町地域防災計画」の定めに基づき行われる防災訓練等の機会を活用し、耐震化促進に関する情報提供を行い、地震に備えた安全対策についての町民理解を深める活動を推進します。

4－4 自治会等との連携に関する事項

建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、各集落における消防団等の自主防災組織等と連携することで、建物の耐震化はもとより、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修・撤去及び家具の転倒防止等のさまざまな地震防災対策の必要性について、幅広く町民に対し普及啓発を進めます。

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進 に関し必要な事項

5-1 鹿児島県との連携

耐震改修促進のための指導等（指導・助言，指示，公表，勧告・命令）は所管行政庁等が行うことと定められており，本町内における指導等は鹿児島県が行うことになります。

本町では，町内特定建築物の情報提供など，県と連携・協力して的確に耐震化を推進します。

5-2 計画の検証

近年，社会情勢は急速に変化しており，それに伴う住宅や特定建築物の建替え等により耐震化の実態が推計と合致しないことが想定されます。また，公共建築物については，今後，建築物の統廃合や機能集約等が進むことが想定されます。

このため，本計画は，原則として定期的に検証し，耐震化の進捗状況等を勘案して，必要に応じ見直しを行います。

第6章 資料編

6-1 多数の者が利用する建築物の一覧表

多数の者が利用する建築物（特定建築物第1号）の一覧表（公共建築物のみ）を以下に示します。

■県有建築物

No.	用途	施設名称	構造	階数	建設年度	延べ面積(㎡)
1	展示場	屋久島環境文化村センター	RC	3	※	2,700

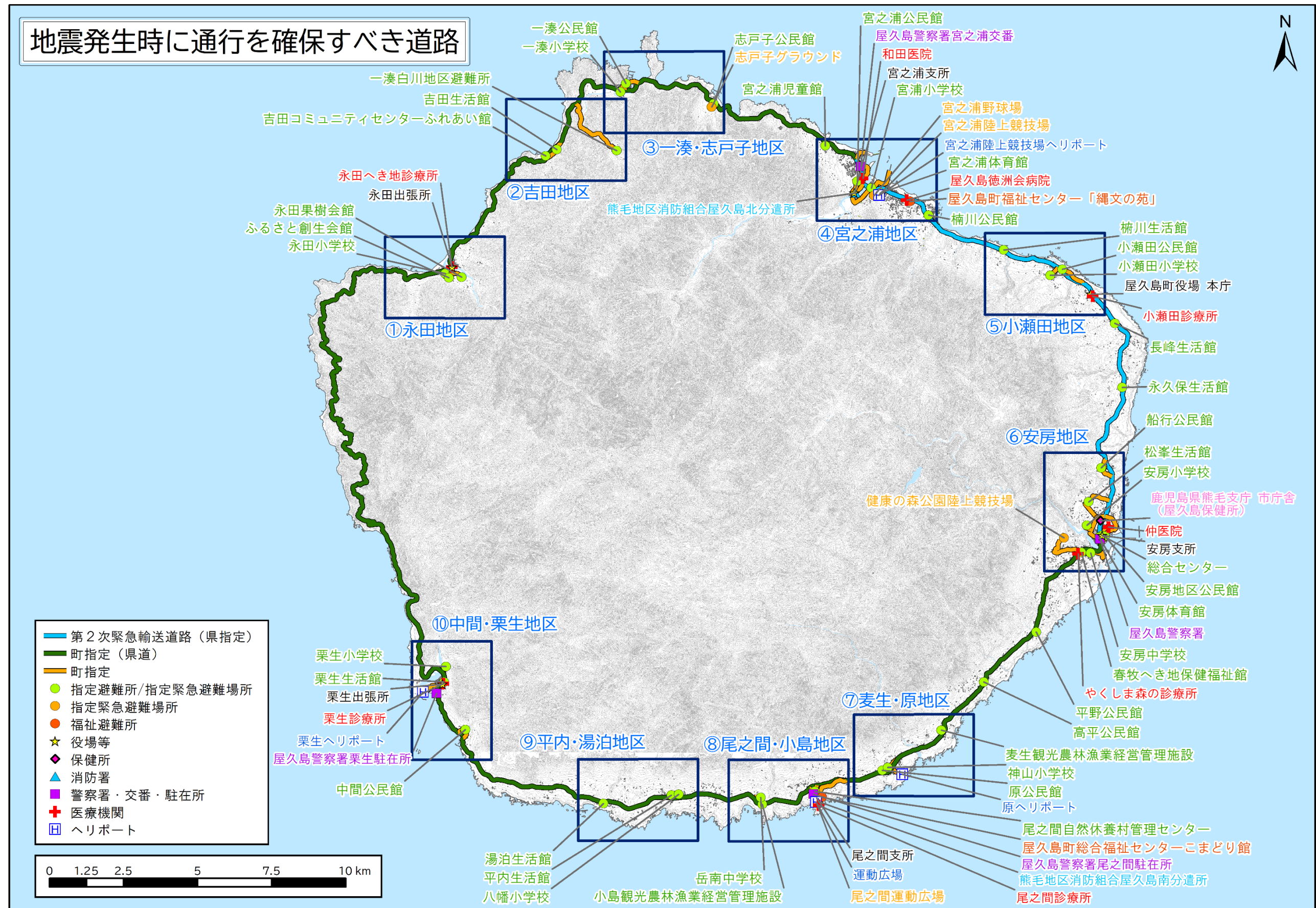
※平成8年(1996年)オープン

資料:「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく耐震改修促進計画作成のための特定建築物の調査表(平成18年8月)

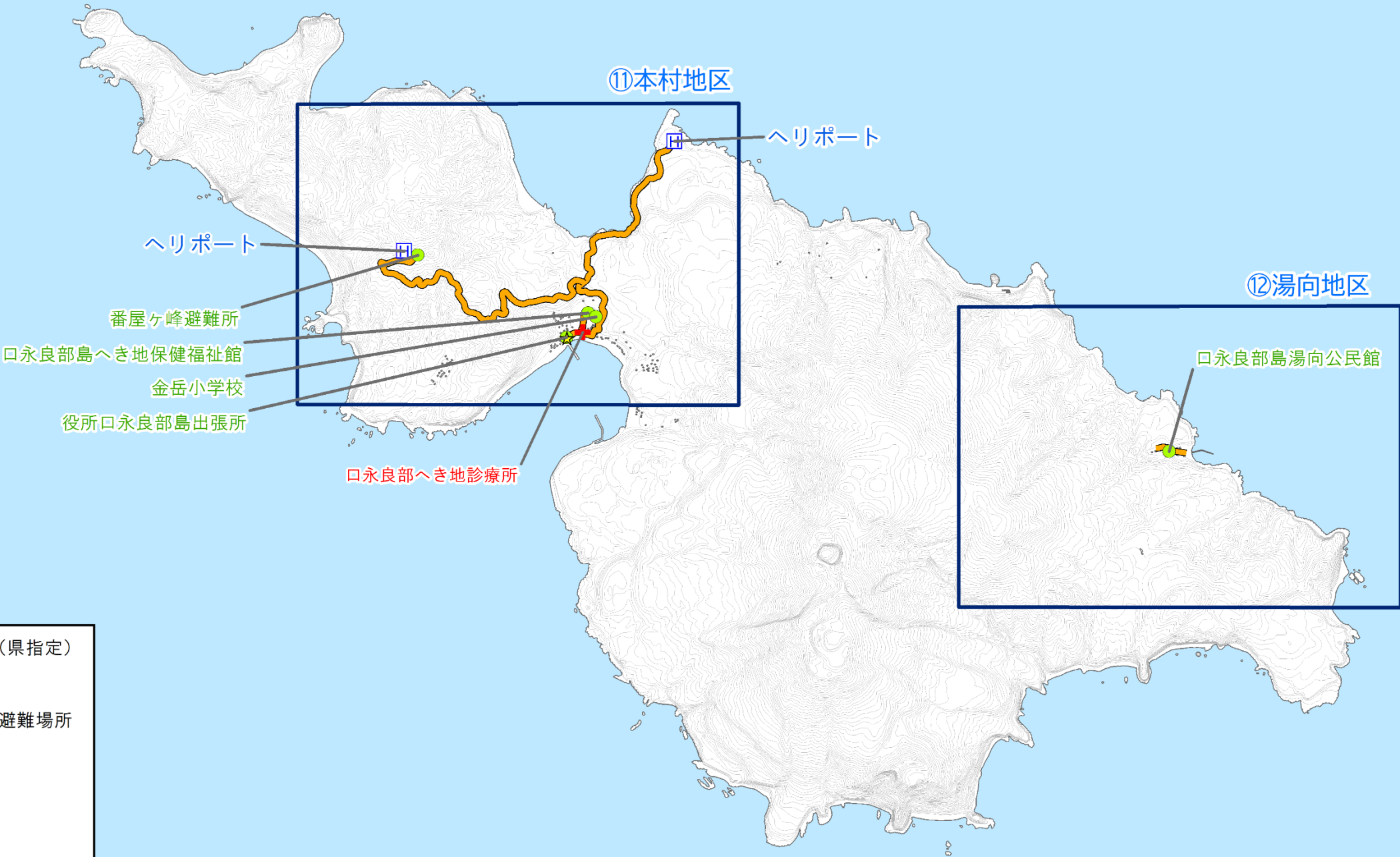
■町有建築物

No.	用途	施設名称	構造	階数	建設年度	延べ面積(㎡)
1	学校	一湊中学校 ※廃校だが校舎あり	RC	2	1962	1,315
2	学校	安房中学校	RC	2	1962-1965	1,192
3	学校	宮浦小学校	RC	2	1963	1,484
4	学校	永田小中学校	RC	2	1964	1,348
5	学校	宮浦小学校	RC	2	1969	1,024
6	学校	八幡小学校	RC	2	1969-1970	1,402
7	学校	一湊小学校	RC	2	1970	1,404
8	学校	小瀬田中学校 ※廃校だが校舎あり	RC	2	51	1,100
9	体育館	安房体育館	RC/S	2	1978	1,051
10	学校	小瀬田小学校	RC	2	1979	1,272
11	集会所	屋久島離島開発総合センター	RC	3	1974/5/24	1,409
12	集会所	屋久島町総合センター	RC	3	1977/10/31	1,603
13	公営住宅	安房恵比須公営住宅(E1)	RC	4	1979/3/31	1,041
14	公営住宅	安房恵比須公営住宅(E2)	RC	4	1980/3/31	1,087
15	公営住宅	安房恵比須公営住宅(E3)	RC	4	1981/3/31	1,087
16	体育館	屋久島勤労者体育センター	S	2	1982/3/25	1,342
17	学校	岳南中学校	RC	2	1982	2,391
18	学校	宮浦中学校 校舎13	RC	2	1983/2/28	1,063
19	公営住宅	安房野首公営住宅(N-1)	RC	4	1984/3/31	1,056
20	体育館	町民すこやかふれあいセンター 屋根付ゲートボール場	S	1	1992/9/7	2,576
21	工場	屋久島クリーンサポートセンター リサイクルプラザ	S	4	2005/12/28	1,930
22	工場	屋久島クリーンサポートセンター 炭化・電気溶融施設	S	4	2006/3/28	4,292

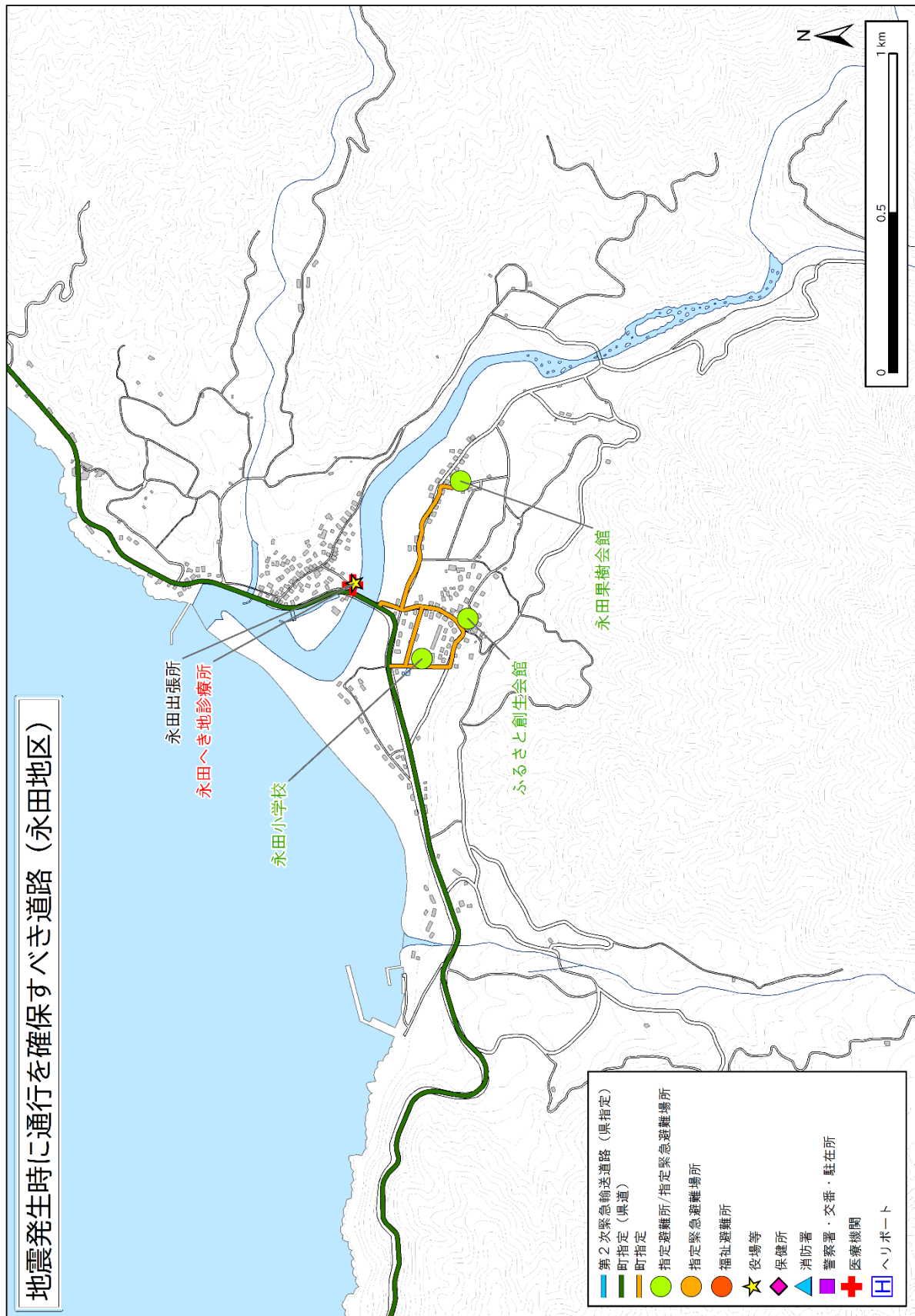
6-2 地震発生時に通行を確保すべき道路



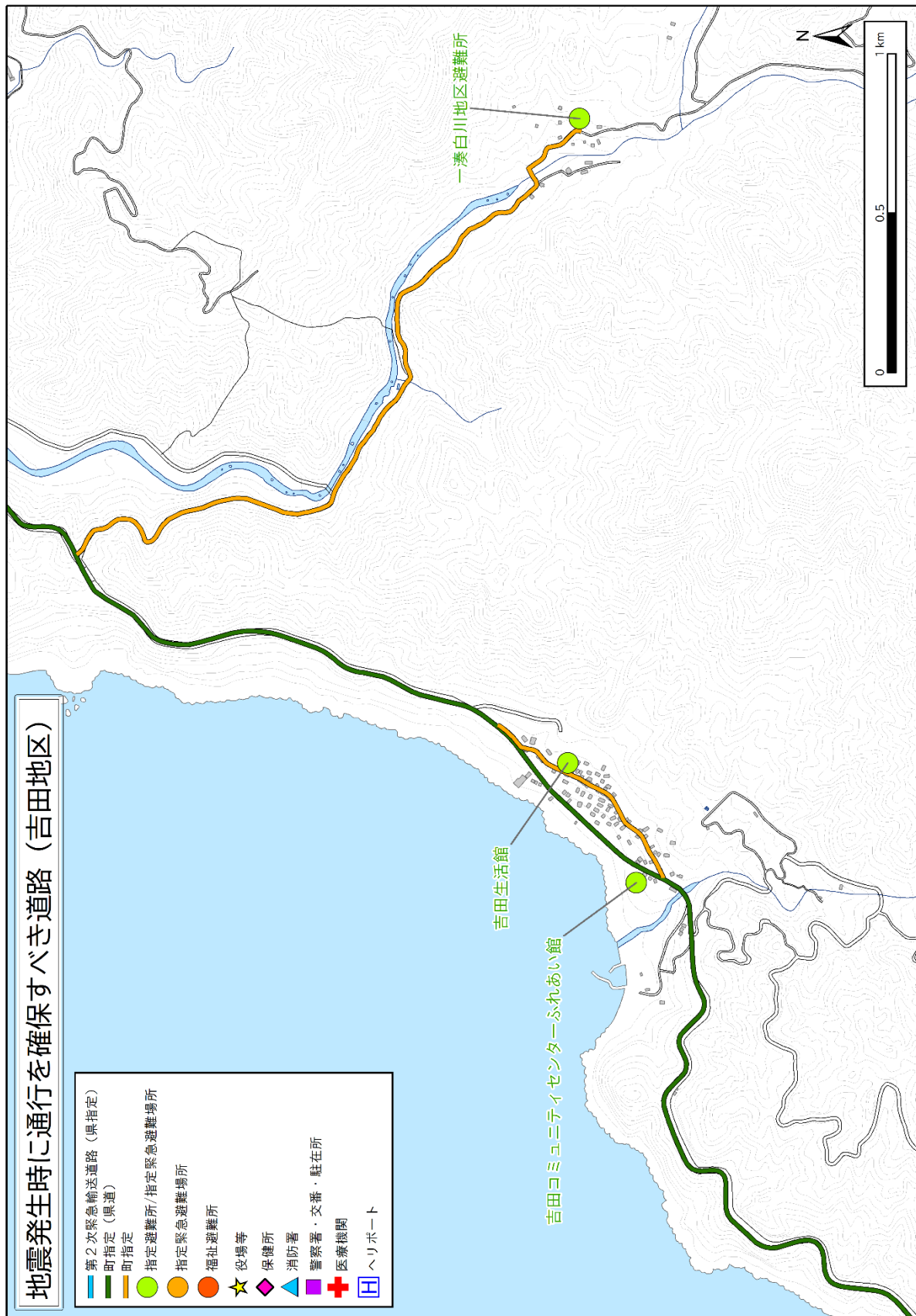
地震発生時に通行を確保すべき道路



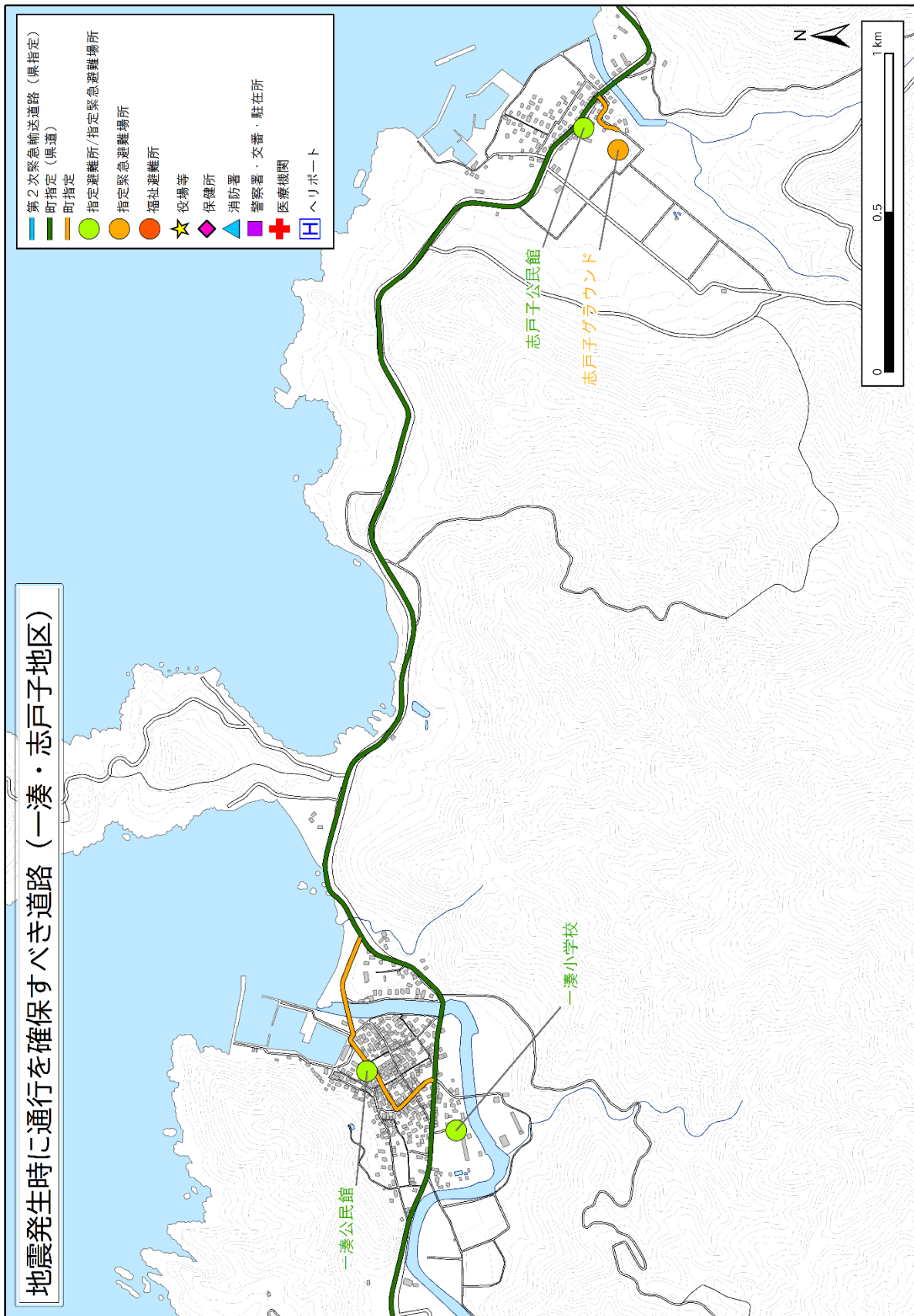
1. 永田地区



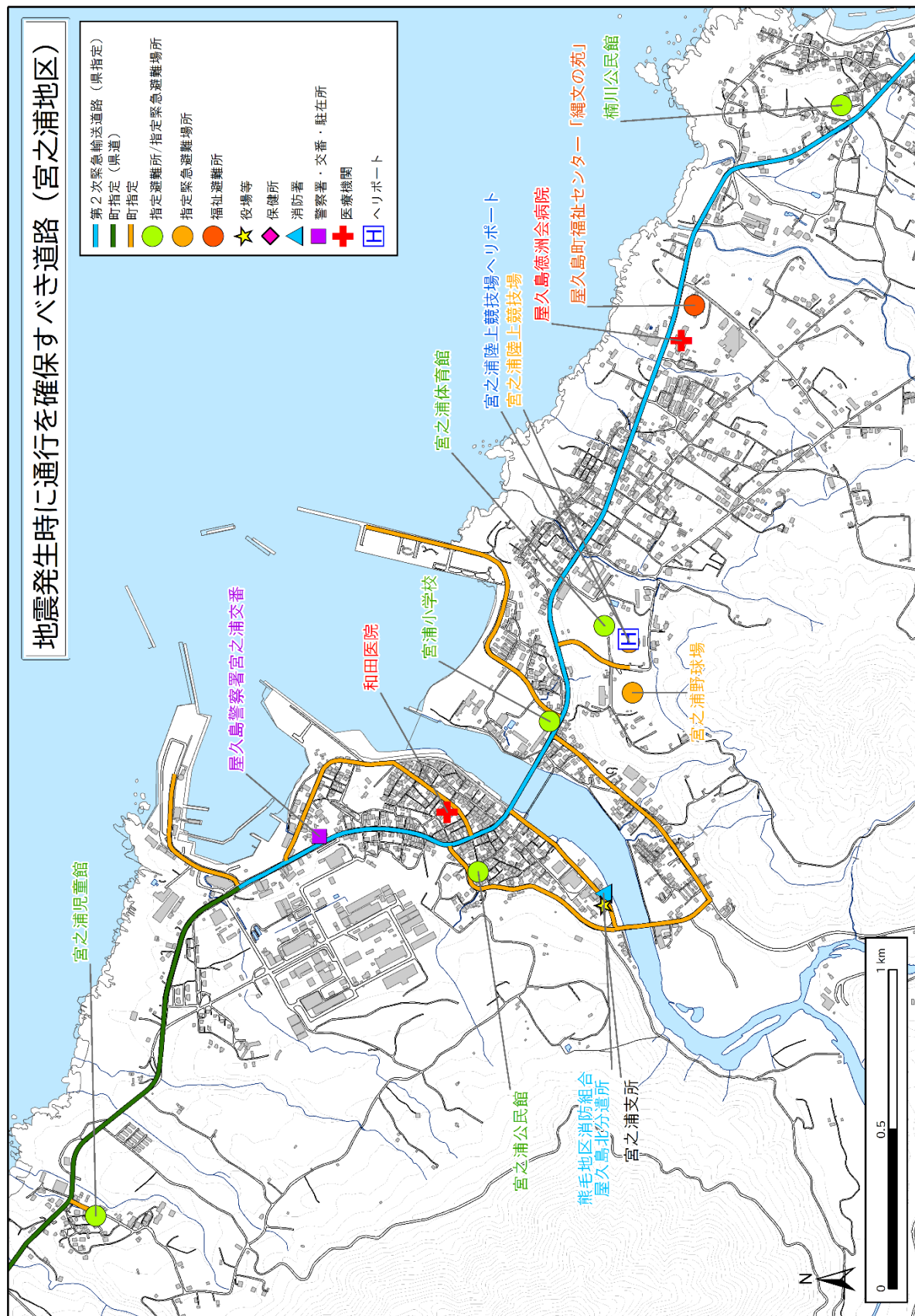
2. 吉田地区



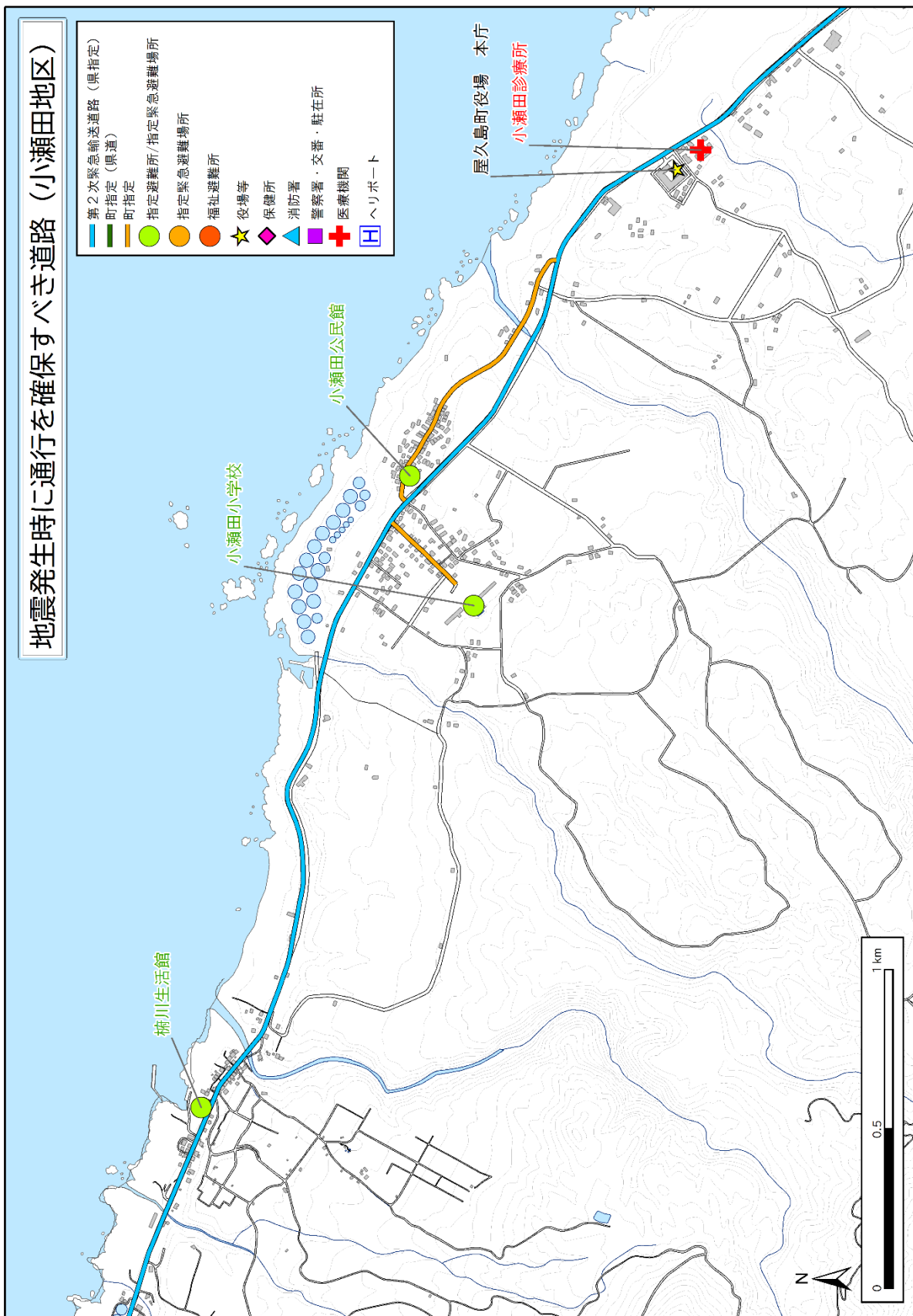
3. 一湊・志戸子地区



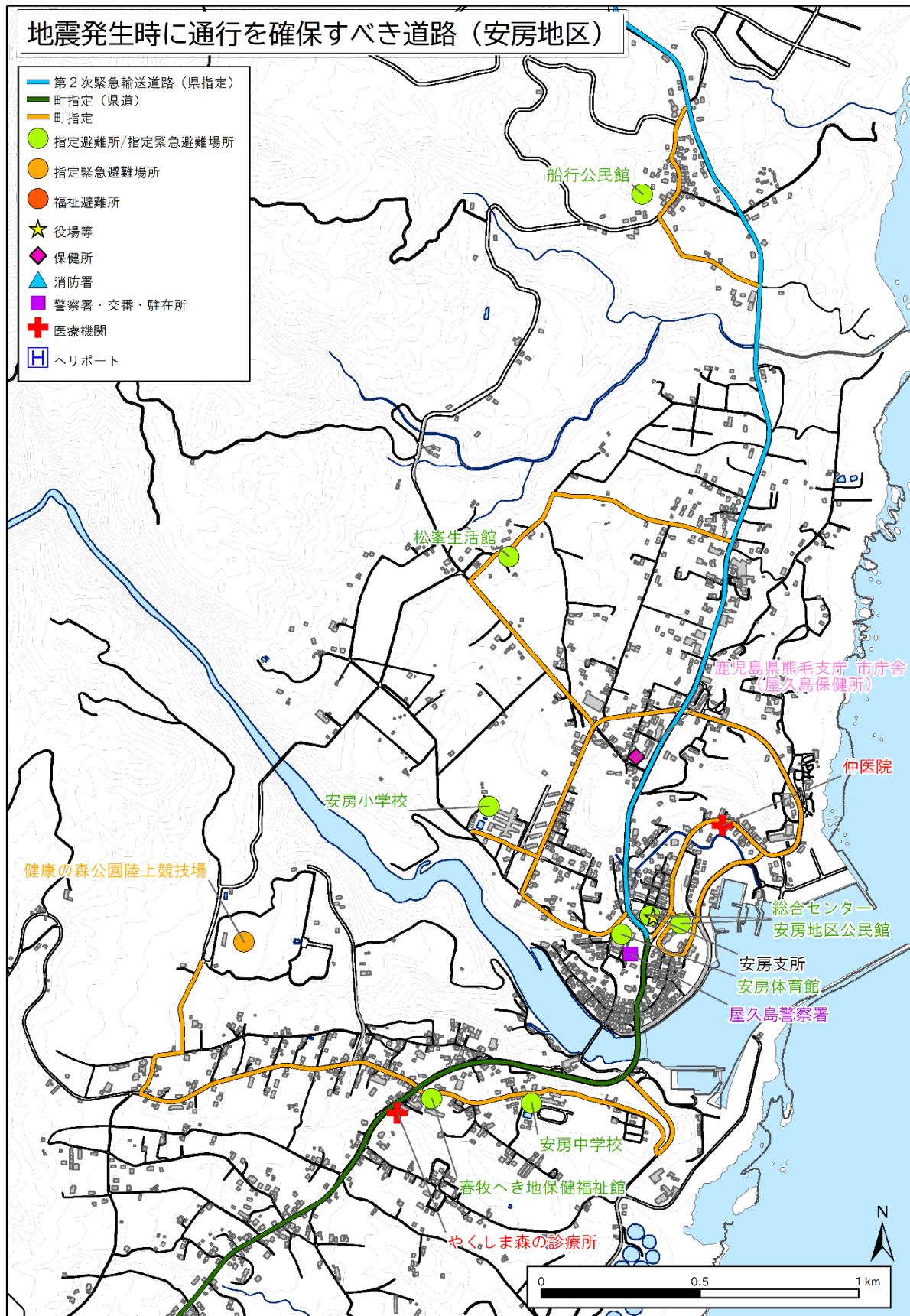
4. 宮之浦地区



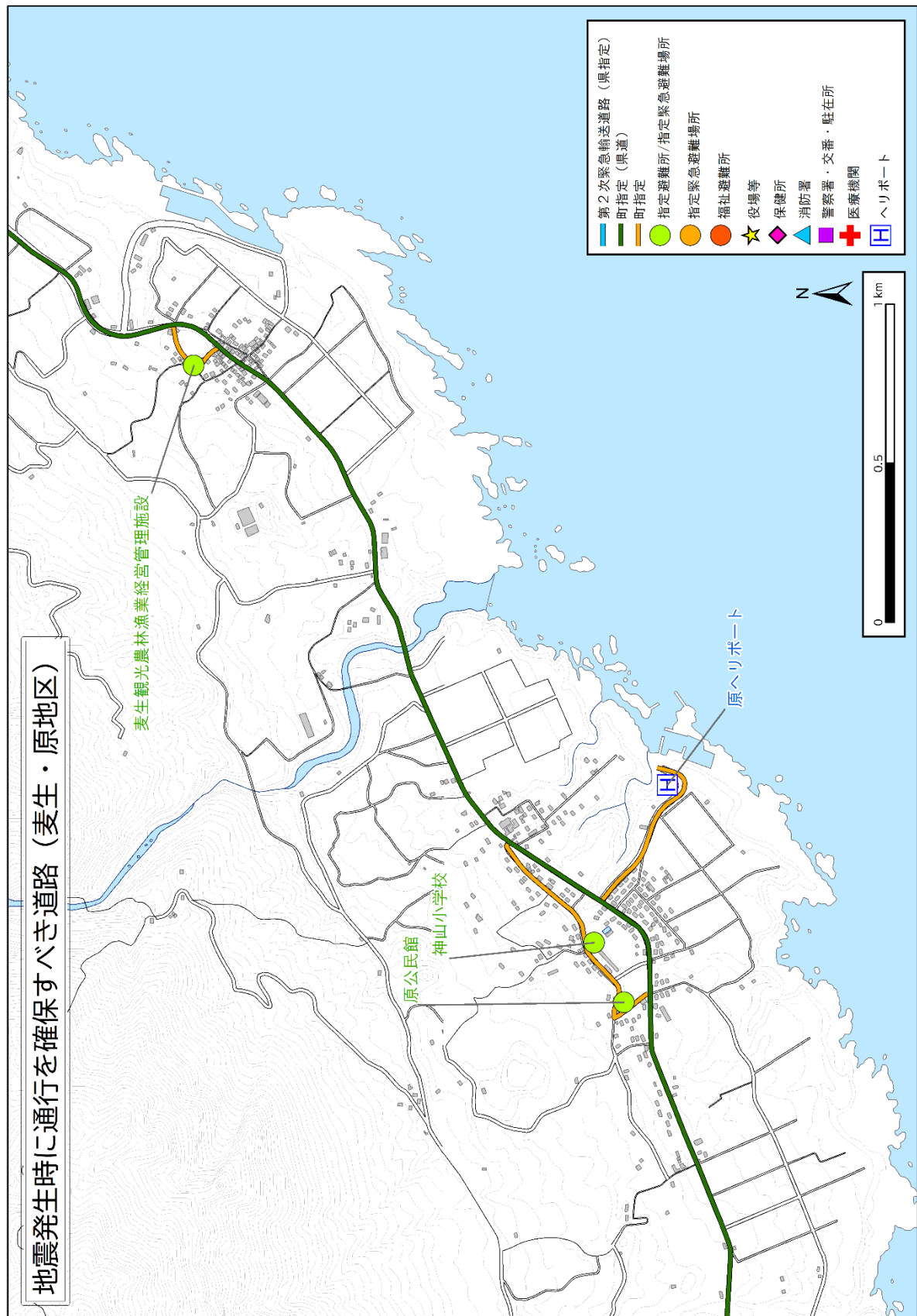
5. 小瀬田地区



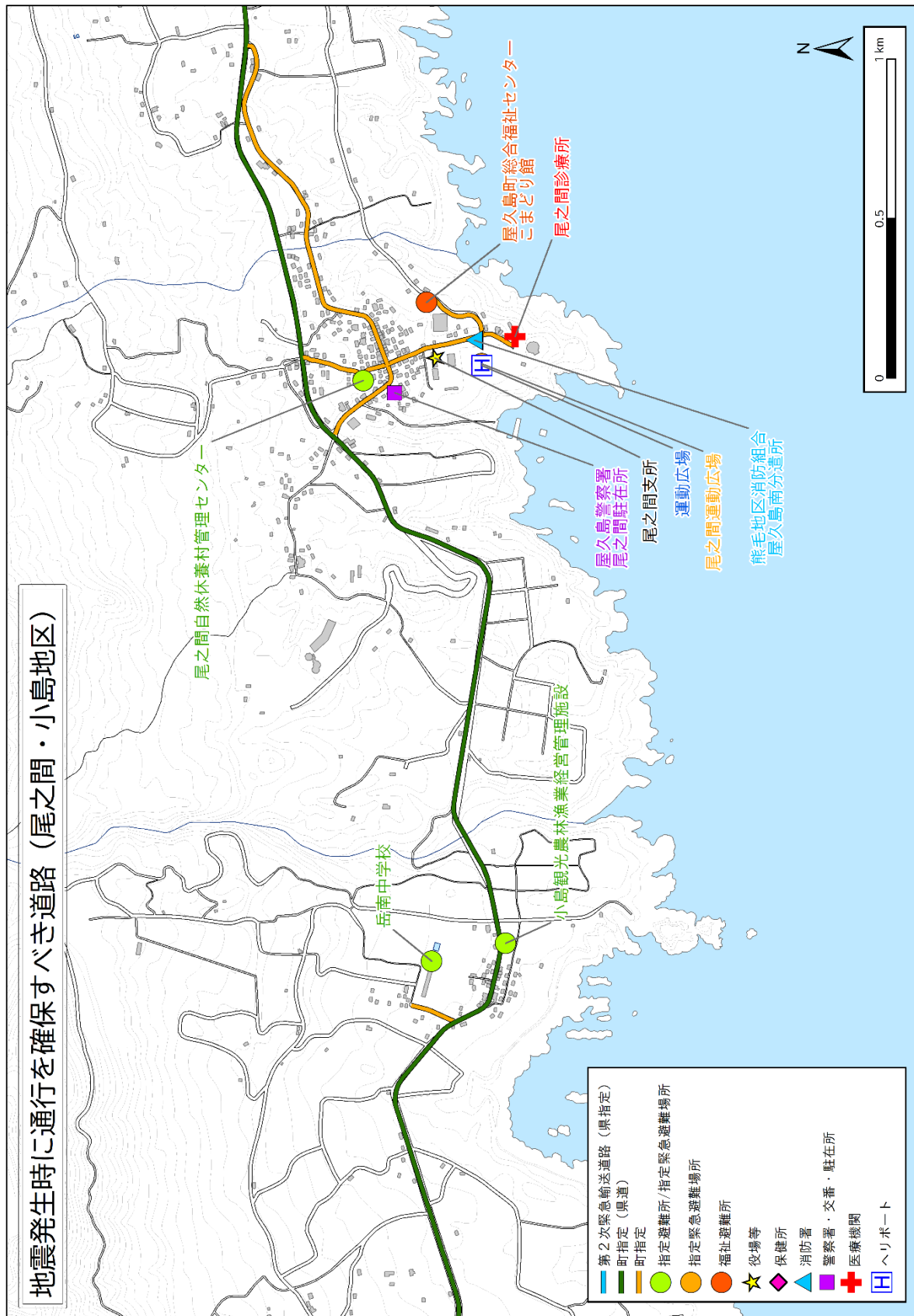
6. 安房地区



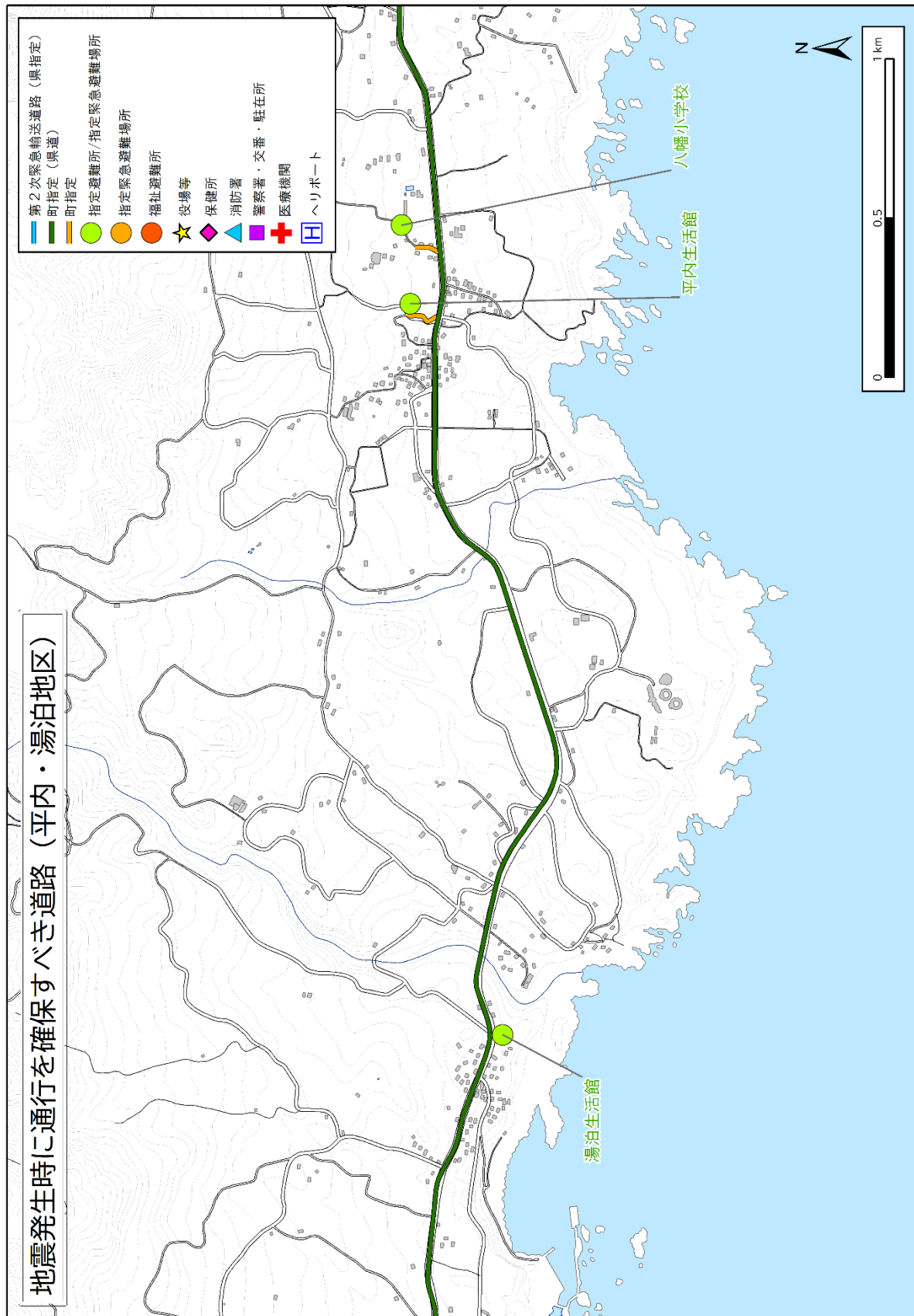
7. 麦生・原地区



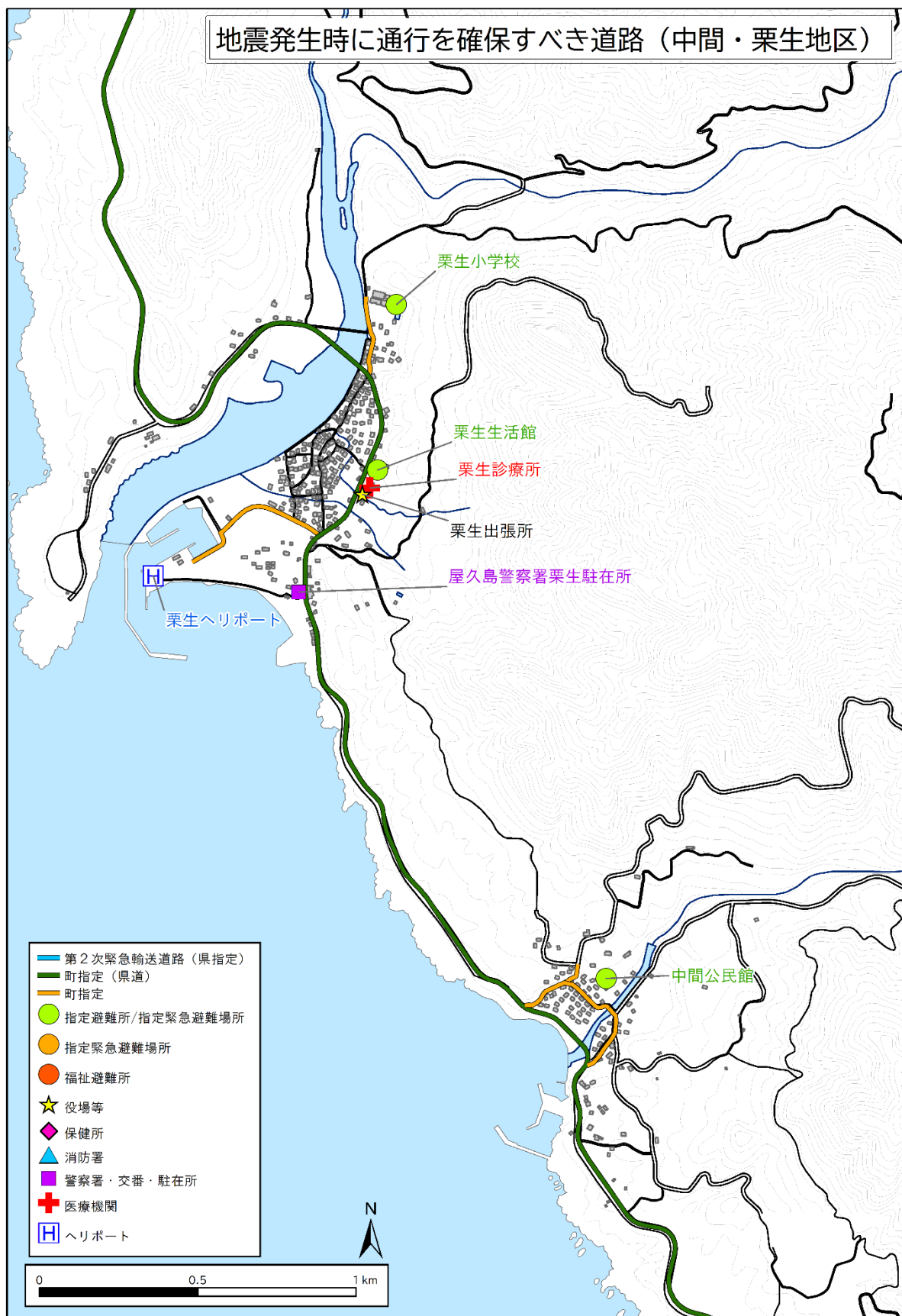
8. 尾之間・小島地区



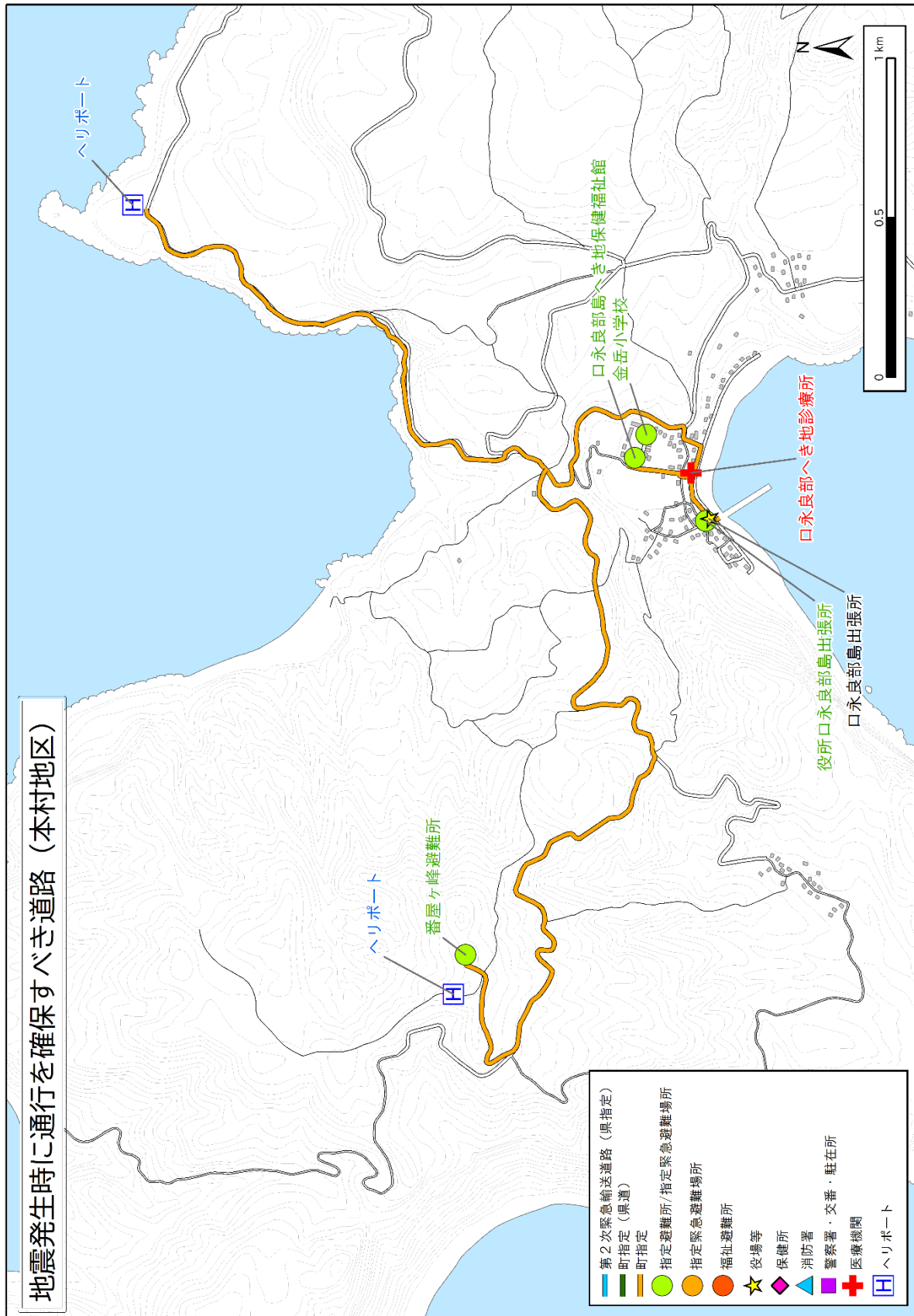
9. 平内・湯泊地区



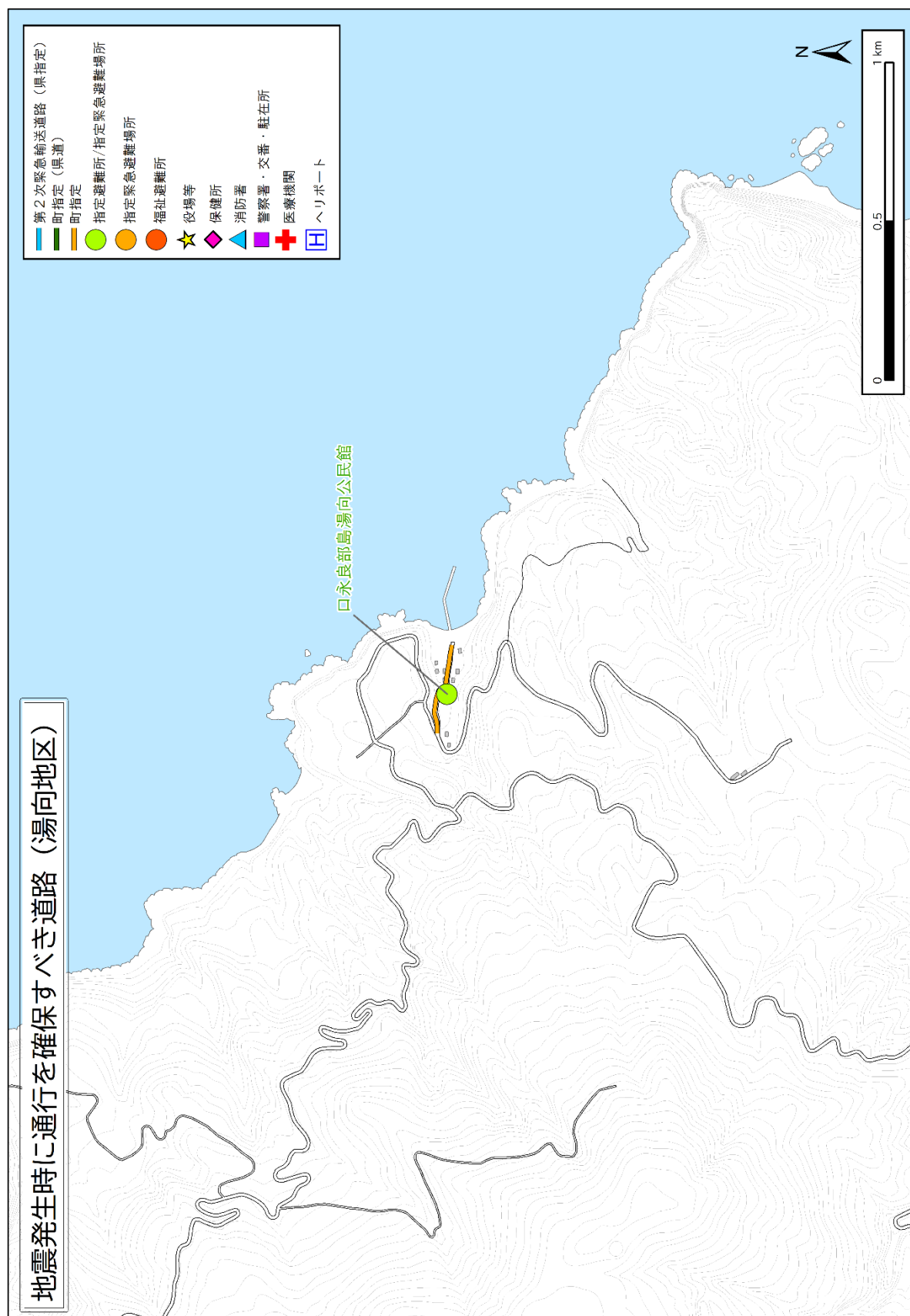
10. 中間・栗生地区



1 1. 本村地区



1 2. 湯向地区



6-3 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 耐震診断・耐震改修にかかる費用の補助

■鹿児島県建築協会による助成事業

鹿児島県建築協会では、木造住宅の耐震診断費用の一部を負担する助成制度を設けており、市民の利用促進に向けた周知に努めます。

補助対象	県内の木造住宅で次の要件を満たすものとします。 ・昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの。 (同日以降に増築したものは除外) ・延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの。 ・階数が2階以下のもの。 ・木造軸組工法のもので、枠組み壁工法、丸太組工法の住宅ではないもの。 ・大臣等の特別な認定を得た工法による住宅ではないもの。
助成内容	県の耐震技術講習会と協会の講習会を修了した協会会員が診断にあたり、協会がその結果を再評価した上で、依頼者に報告する。耐震性が低かった場合、どんな補強をすれば基準を満たすかも提案する。
助成額	30,000円／棟 (依頼者の自己負担額：延べ床面積150㎡までが15,000円、10㎡増すごとに3,000円増。※令和6年度の募集戸数は1棟。)

(令和6年11月現在)

(2) 税制優遇措置の活用

旧耐震基準によって建築された住宅を耐震改修する場合、耐震改修促進法に基づき、建築物所有者の負担軽減に向け、国による所得税や固定資産税の減額を受けることができます。

支援の名称	住宅・建築物の耐震化の促進（耐震改修促進税制（住宅・建築物））
制度の趣旨・背景	住宅・建築物の耐震化を促進するため、一定の住宅・建築物の耐震改修を行った場合に税額の控除・減額等を行う制度です。
制度の内容	【住宅】 ・ 国税（所得税） 昭和56年5月31日以前に建築された住宅について、令和5年12月31日までに耐震改修工事含む一定の増改築等をした場合、当該工事に係る標準的な工事費用相当額（上限250万円）の10%等を、下記（ア）、（イ）の合計額のとおり工事年分の所得税額から控除 （ア） 耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額 （上限：250万円）：10%を控除 （イ） 下記①、②の合計額 （上限：（ア）と合計で1,000万円）：5%を所得税額から控除 ①（ア）の工事に係る標準的な工事費用相当額のうち250万円を超える額 ②（ア）以外の一定の増改築等の費用に要した額（（ア）と同額を限度） ・ 地方税（固定資産税） 昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち、令和6年3月31日までに耐震改修工事を完了したものについて、工事完了の翌年度から1年間、固定資産税の税額を1／2減額 （工事完了前に通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は、2年間、1／2減額） 【建築物】 ・ 地方税（固定資産税） 耐震改修促進法により耐震診断の義務付け対象となる建築物で耐震診断結果が報告されたもののうち、令和8年3月31日までに政府の補助（建築物耐震対策緊急促進事業）を受けて耐震改修工事を完了したものについて、工事完了の翌年度から2年間、固定資産税の税額を1／2減額（改修工事費の2.5%を限度）
対象となる方	上記により住宅・建築物の耐震改修を行った者
問い合わせ先など	【住宅について】 国土交通省 住宅局 住宅生産課 TEL：03-5253-8111（内線39-443） 【建築物について】 国土交通省 住宅局 建築指導課 TEL：03-5253-8111（内線39-534）

（令和6年11月現在）

(3) 融資制度

制度の名称	住宅金融支援機構（リフォーム融資（耐震改修工事））
お申込みいただける方	＜次の1から4までの全てに当てはまる方＞ 1.住宅に耐震改修工事を行う方 2.借入申込時の年齢が満79歳未満の方 ※借入申込時の年齢が満79歳以上の方でも、親子リレー返済を利用される方はお申込みいただけます。 3.年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たす方 （1）年収が400万円未満の場合 30%以下 （2）年収が400万円以上の場合 35%以下 ※申込本人の収入だけでは総返済負担率の基準を満たさない場合は、同居予定者等の収入を合算できる場合があります。 4.日本国籍の方または永住許可などを受けている外国人の方
融資を受けることができる住宅	次のいずれかの方が所有または共有している住宅 ・申込本人 ・申込本人の配偶者等（配偶者、内縁関係にある方、婚約関係にある方または同性パートナーをいいます。） ・申込本人の親族（配偶者を除きます。）
融資の対象となる工事	次の1または2のいずれかに該当する工事を行っていただく必要があります。 1.認定耐震改修工事 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律123号）の規定により計画の認定を受けた耐震改修計画に従って行う工事 ※物件検査時に、融資住宅の住所地のある地方公共団体から建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定による耐震改修計画の認定を受け、「認定通知書」の交付を受けていただく必要があります。 2.耐震補強工事 機構の定める耐震性に関する基準などに適合するよう行う工事 ※1または2の工事以外のリフォーム工事を併せて行う場合も融資の対象となります。 ※適合証明書の作成には所定の手数料がかかり、手数料はお客様の負担となります。
融資限度額	1,500万円（10万円以上1万円単位） ※住宅部分の工事費が上限となります。
融資金利	借入申込時に返済期間のすべての金利が確定する全期間固定金利型です。原則として、毎月見直します。 ■令和6年11月現在の金利（高齢者向け返済特例を利用する場合） 【保証ありコース】 耐震改修工事または耐震補強工事をおこなう方 1.07% ※上記に当てはまらない工事を行う方 1.27%
問い合わせ先など	住宅金融支援機構 等

（令和6年11月現在）

6-4 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画等）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第14条第3号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第3条第4号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第19条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対

する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

- 五 前項第1号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第1号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第3項第5号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第3項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画等）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 特定建築物に係る措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第5条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第5条第3項第2号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第3項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第1項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第7条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第3項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第7条第2号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第7条第3号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等）

第十三条 所管行政庁は、第8条第1項並びに前条第2項及び第3項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第7条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第5条第3項第2号若しくは第3号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第6条第3項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第1号から第3号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要

なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。)について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第2号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第3号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第13条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）（抜粋）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法（昭和三十三年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

十 汚物処理場

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設

十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみ

の処理を行うものを除く。)

- 十三** 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四** 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
- 十五** 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六** 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七** 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八** 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設
- 十九** 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設
- 二十** 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一** 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二** 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第二十二項若しくは第二十六項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第三百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第三百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第三百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによってことが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）
 - イ** 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合六メートル
 - ロ** 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合当該前面道路の幅員の二分の一

に相当する距離

- 二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であつて、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

- 2 法第六条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 幼稚園又は保育所階数が二で、かつ、床面積の合計が五百平方メートルのもの
 - 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。）階数が二で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの
 - 三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物階数が三で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの
 - 四 体育館床面積の合計が千平方メートルのもの
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第七条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
 - 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
 - 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - ニ 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
 - 二 消防法第二条第七項に規定する危険物危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
 - 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
 - 五 マッチ 三百マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 二十万立方メートル

- 八 液化ガス 二千トン
- 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）
二十トン
- 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 病院又は診療所
 - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 四 集会場又は公会堂
 - 五 展示場
 - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 七 ホテル又は旅館
 - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するものの
 - 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。）床面積の合計二千平方メートル
 - 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所床面積の合計七百五十平方メートル
 - 三 小学校等床面積の合計千五百平方メートル
 - 四 前項第十九号に掲げる建築物床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号か

ら第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

6-5 建築基準法（抜粋）

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）（抜粋）

（保安上危険な建築物等に対する措置）

- 第十条** 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- 2** 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3** 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。
- 4** 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）（抜粋）

（勧告の対象となる建築物）

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 法別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が三以上でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの
- 二 事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち階数が三以上で延べ面積が二百平方メートルを超えるもの

別表第一 耐火建築物等としなければならない特殊建築物（第六条、第二十一条、第二十七条、第二十八条、第三十五条―第三十五条の三、第九十条の三関係）

	（い）	（ろ）	（は）	（に）
	用途	（い）欄の用途に供する階	（い）欄の用途に供する部分（（一）項の場合にあつては客席、（二）項及び（四）項の場合にあつては二階、（五）項の場合にあつては三階以上の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限り。）の床面積の合計	（い）欄の用途に供する部分の床面積の合計
（一）	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階	二百平方メートル（屋外観覧席にあつては、千平方メートル）以上	
（二）	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限り。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階	三百平方メートル以上	
（三）	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階	二千平方メートル以上	
（四）	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階	五百平方メートル以上	
（五）	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの		二百平方メートル以上	千五百平方メートル以上
（六）	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階		百五十平方メートル以上